

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 平成31年3月20日（水）
午前10時00分～午後4時23分
場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員	板橋 茂 増田 匠 三階 道雄	副委員長 委員 委員	向井 かおり 遠藤 ちひろ 藤原 マサノリ
出席説明員	施設政策担当部長 資産活用担当課長 くらしと文化部長 都市整備部長 街づくり担当課長 道路交通課長 環境部長 資源循環推進担当課長 ごみ対策課長(兼)資源化センター長 下水道事業管理者	佐藤 稔 松田 隆行 松尾 銘造 森田 佳宏 佐藤 彰宏 内田 直人 吉井 和弘 岩田 具嗣 市ノ瀬 聡 中村 元幸	行政管理課長 コミュニティ・生活課長 都市計画課長 ニュータウン再生担当課長 環境政策課長 公園緑地課長 下水道課長	小柳 一成 麻生 孝之 榎本 憲志郎 飯島 武彦 佐藤 彰洋 柚木 則夫 檜島 幹夫

案 件

件 名	審 査 結 果
1 第17号議案 市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
2 第18号議案 市道路線の認定について	原案可決すべきもの
3 第36号議案 多摩市まちの環境美化条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 所管事務調査 多摩中央公園の改修に向けた事業について	調査終了
5 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 公共施設使用料の改定について	コミュニティ・生活課 平和・人権課・道路交通課 公園緑地課・ごみ対策課 行政管理課
2 連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について	コミュニティ・生活課 児童青少年課
3 街路樹よくなるプラン改定版について	道路交通課
4 平成31年度主要実施事業について	道路交通課
5 都営住宅建替えの進捗状況について	都市計画課
6 多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課 ニュータウン再生係
7 東永山小学校跡地と旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換について	行政管理課
8 聖蹟桜ヶ丘北地区面整備事業の進捗について	都市計画課 街づくり推進担当
9 多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の変更について	都市計画課計画担当
10 多摩ニュータウンにおける土地利用の動向について	都市計画課計画担当
11 平成30年度都市計画変更について	都市計画課計画担当
12 特定生産緑地の指定の進捗状況について	都市計画課計画担当
13 第2期多摩ニュータウン諏訪・永山地区整備計画〔住宅市街地総合整備事業〕について	都市計画課計画担当
14 南多摩尾根幹線の進捗状況について	都市計画課計画担当 環境政策課
15 放射線対策における平成30年度の取組み状況と平成31年度の取組み予定について	環境政策課

16	多摩市オフィス町内会について	ごみ対策課
17	災害廃棄物処理基本計画について	ごみ対策課
18	総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化の検討状況について	公園緑地課
19	総合体育館及び体育施設・多摩東公園の指定管理者制度導入について	公園緑地課
20	消費税法の改正に伴う多摩市下水道条例の一部改正について（事前説明）	下水道課
21	「多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画」策定について	下水道課
22	下水道事業における包括的民間委託の導入検討状況について	下水道課

午前10時00分 開会

板橋委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

それでは、まず日程第1、第17号議案 市道路線の廃止について及び日程第2、第18号議案 市道路線の認定についての2案に関して現地視察をし、それから審査に入りたいと思うが、いかがか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 異議なしと認める。

では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時01分 休憩

午前10時50分 再開

板橋委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第1、第17号議案 市道路線の廃止について及び日程第2、第18号議案 市道路線の認定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

森田都市整備部長 それでは、ただいま議題となっている第17号議案及び第18号議案についてあわせて提案の理由を申し上げる。

まず第17号議案についてである。本案の整理番号1番は財産処分及び開発行為に先立つ市道路線の終点位置の変更に当たり市道路線を廃止するものである。

整理番号2番は財産処分及び開発行為を前提とした用途廃止に先立ち、市道路線を廃止するものである。廃止路線の概算数量は整理番号1番が幅員1.8メートルから6.0メートル、延長205メートル。整理番号2番が幅員0.9メートル、延長48メートルとなっている。

第18号議案である。本案の整理番号1番は、第17号議案整理番号1番で廃止を提案している市道路線について、終点位置を変更して認定するものである。整理番号2番は、開発行為により移管を受けた整備済み路線を

市道路線として認定するものである。

認定路線の概算数量は整理番号1番が幅員1.8から6.0メートル、延長166メートル。整理番号2番が幅員4.5メートル、延長27メートルとなっている。

これらの市道路線の廃止及び認定により、市道の路線総数は1,118路線、総延長は254キロとなる。

以上2件についてよろしくご審議の上、ご承認賜ようお願い申し上げます。

板橋委員長 これをもって説明を終わる。
質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
これより第17号議案に対する討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 意見・討論はなしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第17号議案 市道路線の廃止についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

板橋委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
これより第18号議案に対する討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 意見・討論はなしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第18号議案 市道路線の認定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

板橋委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
それでは日程第3、第36号議案 多摩市まちの環境美化条例の一部を
改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

吉井環境部長 第36号議案についてである。

本案は平成29年第1回定例会における（仮称）多摩市受動喫煙防止条例制定に向けた決議を受け、今議会で多摩市受動喫煙防止条例を提案することになった運びから、既に一部喫煙部分について制定している本条例との関係を整理するためにご提案申し上げるものである。

詳細は環境政策課長から説明させていただく。よろしく願います。

佐藤環境政策課長 それでは、第36号議案の多摩市まちの環境美化条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただく。

今回の一部改正は同じく多摩市議会に健康推進課から第32号議案として提出されている多摩市受動喫煙防止条例に多摩市まちの環境美化条例で規定している喫煙に関する部分を移管し、整理を行うものとなる。

内容について説明する。新旧対照表を見てほしい。

まず第5条第3項についてである。この条項以降は喫煙に関する文言がなくなるため、この条文中の「以下同じ」という部分を削除する。

続いて第6条である。ここで規定していた喫煙スポットが多摩市受動喫煙防止条例に移管されるため、見出しの喫煙スポットの部分、まち美化重点区域に喫煙スポットを指定できるとした第2項全部を削除する。

また、同条第1項のまち美化重点区域内の禁止行為として、路上喫煙という部分を同様の理由により削除する。

第8条第2号についてである。こちらはまち美化重点区域の路上喫煙または吸殻等のポイ捨て行為に対して指導ができると規定された部分となる。こちらでも路上喫煙の指導については、多摩市受動喫煙防止条例に移管されるため、「路上喫煙又は」の文言を削除する。なお、まち美化重点区域以外の歩行喫煙の禁止については、他人への迷惑と火種がちょうど子どもの目線と同じ位置に当たり危険を招くおそれがあることから、受動喫煙防止とは目的が異なるという観点で、これまで同様に多摩市まちの環境美化条例に残す。

説明は以上である。よろしく願い申し上げます。

板橋委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

向井委員 今最後に言ったところをもう1回伺っていいか。すみ分け、受動喫煙で

はなくてというところ。

佐藤環境政策課長　こちらはまち美化重点区域以外のものになる。歩行喫煙の禁止がこれまでまちの環境美化条例に規定されていたが、こちらの目的は他人への迷惑と、たばこの火種がちょうど子どもの目線と同じ位置に当たる可能性があることで、危険を招くおそれがあることから、受動喫煙とはまた別の意味で、これらを防ぐ必要があるため、この規定はまちの環境美化条例にこれまでどおり残すことにしている。

向井委員　路上喫煙等による他人への迷惑の中には受動喫煙は入らないのか。

佐藤環境政策課長　たばこを吸う行為は受動喫煙に移るので、こちらは喫煙に対するマナーやごみのポイ捨てとあわせて、このまちの環境美化条例をつくったときに、路上喫煙はそのマナーの中に子どもへの危険は当時指摘されていて、この歩行喫煙は禁止していこうと、今回の受動喫煙の煙の害とは目的が異なるから、二重の網かけにはなってくるが、まちの環境美化条例でもここはきちんとケアしていこうということで残すことを考えている。

向井委員　そうすると同じ迷惑でも吸い込まれるほうは受動喫煙で、顔に当たりそうになる危険性はまちの環境美化条例と分けていらっしゃるということか。

佐藤環境政策課長　そのとおりである。

向井委員　そうすると、きのうの健康福祉常任委員会でやっていた議論と少し一緒に考えたいと思うが、都条例も受動喫煙防止条例があって、市の条例はつくるけれども、区域の指定などかぶるところは市のほうに書いていないところがある。例えば学校や児童福祉施設の敷地内は、都の条例に書いてあるから市の条例は敷地内は禁止と書いていなくて、隣接する道路のことだけが市のほうに書いてある。わかりにくいのではないかという話などもきのう出ていたけれども、ここでもまちの環境美化条例と受動喫煙防止条例も同じ市の条例でも、同じたばこの迷惑であってもすみ分けるといのがわかりにくいという印象を持ったが、皆さんはそうは思わなかったか。

佐藤環境政策課長　今回の整理だが、たばこに関しての部分は基本的に吸う行為と、消す、捨てる行為の整合性を、受動喫煙防止条例とまちの環境美化条例で図っていこうと整理している。

板橋委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

藤原委員 第36号議案 多摩市まちの環境美化条例の一部を改正する条例の制定について、自民党・新生会は反対する。

きのうの健康福祉常任委員会では萩原委員が、そして、予算決算特別委員会では自民党・新生会の全員の委員が質疑をしたが、この生活環境常任委員会では初めてなので、少し重なる部分もあるが、その理由を述べさせていただきたい。

何度もお聞きになっていると思うがおつき合いいただきたいが、今回市が出した条例は実効性が全く見えない中で、この条例が仮に制定しても翌日からたばこを吸う人のルール、マナー、ポイ捨ては何一つ変わることは考えられない。また、たばこの煙を嫌う方の権利も守ってあげることできない。

私ども自民党・新生会は副流煙の有害に関して神経質に、非常に有害なものである認識は持っているし、来年のオリンピック・パラリンピック開催に向けて、海外からのお客さんもたくさん見えるから、ルールづくりは極めて重要だという認識は持っている。

ただ、国の改正健康増進法、東京都の厳しい条例がある中で、何かパフォーマンスとしか思えないような市の今回の条例は、責任与党として認めるわけにはいかない。むしろ今のまちの環境美化条例の改正後の中にも区域を指定する、指導するという上から目線の言葉が並んでいる。他人への迷惑、これはだめだということが書いてあるならば、なぜここにある改正前の喫煙スポットという文章をなくすのか。

むしろ今東京都でも進めている四方を囲まれている喫煙ブースを駅や市役所にシンボリックな施設として設置することこそが、ルールづくりの第一歩であり、市民の吸う人も吸わない人に対してのいい意味の啓発活動にもなるのではないかと考えている。

多摩市が行動に移さなくてどうすると、一番市民の生活に近い私たちが

まず第一歩を踏み出さなければ、条例で遊んでいるような気がしてならない。とても今回の受動喫煙防止条例は実効性のないものだと思うので、とても賛同できない。

したがって、残念ながら今回のこのまちの環境美化条例も関連していることもあるので、こちらも賛同することはできないという意見表明をさせていただきたい。これはあくまでもネガティブではなくてポジティブに私の討論を捉えていただければありがたいと思う。

板橋委員長 ほかに討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。

よって、これより第36号議案 多摩市まちの環境美化条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

板橋委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

それでは日程第4、所管事務調査 多摩中央公園の改修に向けた事業についてを議題とする。

本件は継続案件である。前回の本委員会以降の状況について報告事項等があったら、市側より説明をお願いする。

柚木公園緑地課長 それでは、多摩中央公園の改修に向けた事業の進捗状況について、ご説明させていただきます。

現在の状況は市民ワークショップが1月26日に終了して、現在の多摩中央公園改修基本方針案を作成させていただいた。改修基本方針案だが、案に対する市民の皆様のお声を聞かせていただくため、意見交換会を3月9日はパルテノン多摩、3月10日は関戸公民館で実施した。あす21日にベルブ永山で実施させていただく予定である。

並行して3月11日月曜日から3月29日金曜日までパブリックコメントでご意見を頂戴する形で進めさせていただいている。

本日はタブレットにもデータを挙げさせていただいたが、お手元にお配

りしている多摩中央公園改修基本方針案抜粋版について、簡単にご説明させていただければと思っているので、よろしく願います。

なお、全部版は3月7日付で各課情報共有の平成31年3月分のフォルダーに入れさせていただいているのでよろしく願います。

抜粋版の表紙をおめくりいただいて1ページである。

1ページは、改修基本方針の目的等で改修の目的や改修方針の検討範囲、改修基本方針の検討フローなどについて書いている。

5ページを見てほしい。公園施設等に関する基本的な問題点で、公園管理者側として捉えている現状の問題点について、公園全体とエリアごとの課題、問題点等をまとめている。

6ページを見てほしい。市民意見等からの公園の魅力と現状の課題で、中央公園の改修の基本方針をまとめていくに当たり、市民アンケートや市民ワークショップ、落合中学校の生徒にご協力いただいて、ワークショップ等を行った。公園利用者の観点で感じていらっしゃる公園の魅力、現状課題のまとめになっている。

続いて7ページを見てほしい。プレイスメイキング社会実験（PARK LIFE SHOW）の実施で、昨年11月4日にワークショップの一環で行った48の社会実験のまとめとなっている。先日1月30日に行った生活環境常任委員会と子ども教育常任委員会の合同の勉強会で資料映像を見ていただいたが、そちらのまとめになっている。

8ページである。市民ワークショップ（提案書）で、市民ワークショップの成果物で、市民の方々に市民ワークショップ提案書をまとめていただいた。本日サイドブックスの資料2で提案書をのせているのでよろしく願います。

12ページを見てほしい。多摩中央公園の問題点と市民ニーズ等のまとめになっている。表にあるとおり左側から現状の環境や施設に関する基本的な問題点など、真ん中の欄では利用実態、市民アンケートやワークショップ、庁内ヒアリングなどの意見とそれぞれ寄せられた問題点や意見をひもづけして、一番右側にある改修の方向性の欄で抱えている問題点、意見等を踏まえて改修の方向性、ひもづけをした資料である。

一番右側の改修の方向性は、次のページに記載がある改修の基本方針の各柱につながっていく形で整理している。

13ページである。将来像と改修基本方針のページとなっている。まず中央公園の将来像である。「だれもが楽しみ誇れる多摩セントラルパーク」「市民が誇れる公園環境×だれもが楽しめる参加型公園管理運営」と設定している。中央公園に行けば何かがある、また何かを体験できるということで、誰もが楽しみ、中央公園が市民にとって誇れる公園、そして、中央公園が多摩市のセントラルパークにとどまらず、多摩地域のセントラルパークにしていくという旨の将来像の設定をした。

改修の基本方針として3つの柱をその下に掲げている。1つ目が「継承」である。「今ある環境を守り育てて、包容力や柔軟性を活かす環境づくり」で、多摩中央公園のよいところは引き続き守って育て、生かす環境づくりをしていきたいと基本方針の1つとして挙げている。

2つ目の基本方針が『安心・安全』誰もが安全で安心して快適に利用できる環境づくり」で、安全・安心の対策をしていきたいという方針を打ち出している。

3つ目は「多様性」で、「市民・民間事業者が関わり多様で創造的な活動・にぎわいが生まれる環境づくり」で、中央公園のさらなる魅力向上につながる取り組みで、基本方針の3つ目の柱で掲げている。

14ページを見てほしい。基本的な環境改善に係る具体化イメージ a で、バリアフリーや老朽化対策、安全・安心にかかわる基本的な部分の具体化のイメージをイメージとしてまとめた平面図になる。

15ページが、積極的な活用や魅力向上に係る具体化イメージ b で、先ほどの3本目の柱の多様性につながるが、中央公園のより魅力的、積極的な活用につなげていくための具体化イメージ案でまとめている。

16ページが、今申し上げた基本的事項と魅力向上を合体させた具体化イメージのまとめである。例えば右下のピンク色に塗られているにぎわいの連携ゾーンと書かれているが、中央公園を7つのエリアに分けてエリアごとのゾーニング、改修の具体化イメージで整理している。

17ページを見てほしい。参加型公園管理運営方針で、パークマネジメ

ントである。今回の中央公園の改修に当たってはハード面の改修だけではなく、継続的、持続的に市民の方に利用されるソフト面の運営管理も重要で、ソフト面も触れている。管理運営方針の目標は多摩中央公園で生まれる多摩ならではのライフスタイルの醸成ということで、こういったことを目標に、5つの方針に基づいて市民参加型公園管理運営をしていきたいと記載している。

18ページを見てほしい。今後の進め方ー1で、多摩中央公園の改修に当たっては改修の手法や改修後の維持管理・運営についてPPP・PFIの手法の導入可能性について検討しながら進めていくとしている。

PPPの導入可能性は、左側の表にあるように①と書いてあるが、多くの自治体が既に取り組みを入れている指定管理者制度の導入や②、③の平成29年6月の都市公園法の改正によって新たに創設されたPark-PFI制度や右隣の④PFI事業で、必ずしも付帯設備は伴わない民間の活力の導入の仕方や民間の活用のいろいろな方法はあるが、民間事業者の参加の可能性があるかどうか、この多摩中央公園改修基本方針をつくるに当たって並行して実施したPPPの導入構想検討調査の調査結果を抜粋して載せている。

19ページは最終ページである。今後の進め方ー2である。左側は多摩中央公園が一体化した賑わいの創出で、クリエイティブキャンパス構想の実現に向けての取り組みを進めていきたいという記載である。右側はスケジュール（予定）となっているが、ソフト面、ハード面の両面についてのスケジュールを記載しているが、2024年度の開園、リニューアルオープンを目指してソフト面、ハード面の両面について進めていきたいと考えている。

以上、簡単だが、中央公園の改修基本方針案のご説明とさせていただきます。よろしく願います。

板橋委員長 これをもって市側の説明を終わる。

 これより質疑に入る。質疑はないか。

向井委員 サウンディング調査というのが既に行われているが、その結果をお知らせいただきたい。

小柳行政管理課長 サウンディング調査は今、柚木課長から説明させていただいた抜粋版の18ページに取りまとめているが、これまでも昨年9月の生活環境常任委員会と総務常任委員会にも概要はご報告しており、それが18ページの資料になるが、まず6月にご報告したのがサウンディング調査を含むPPP手法の導入可能性調査の概要やどういった事業スキームが検討できるかを6月にご報告している。そのときにご報告したのがちょうど左側の部分で、従来手法以外にこの①から④のパターンが導入可能ではないかという整理をしたので、この形で今後民間の方にアンケートやヒアリングをかけたいきたいとご報告したのが6月であったと記憶している。

9月の常任委員会では右側のページだが、37者にアンケートをお願いしたところ24者から回答いただいたのと、主な概要を円グラフなどを使いながらお示ししたのが9月である。その参画に強い関心、意向を示していただいた業者8者にアンケート調査を行い、そのアンケート調査に書いていただいた概要についてももう少し細かく聞いた部分を18ページにまとめたのが、マーケットサウンディングを含む導入可能性調査の概要であるが、右側のページの新たな収益施設をつくる方法、もう1つが既存の施設を活用したままでソフトイベントなどで収益性を確保するという方法、3つ目が現在あるパルテノン多摩の一部や今度つくる中央図書館のカフェなどの民活スペースを使って収益性を確保していく、この3つの手法いずれについても条件により可能であるという回答をいただいているのと、下の②のPark-PFIを導入するパターン、PFIを導入することで十分に多摩中央公園についても民間活力の導入は可能と回答いただいている調査結果である。

向井委員 そうすると最終的に参加の可能性が確認できた企業が公園全体だと4者で、部分的だと3者と書いてあるが、この4者と3者は全く別物なのか。

小柳行政管理課長 このアンケート調査自体は37者にお送りして、24者から回答いただいた。そのうちのより積極的に参画していただけたような8者に確認をしたところ、4者からは全体的にこのPPP手法が導入できるのではないかと。3者から部分的にPark-PFIができるのではという回答をいただいたので、その24者全体から4者や3者ではない。

向井委員 最終的に積極的だった8者からの答えはここに載っているが、いろいろお答えいただいたのかと、その後、何かしらの検討を行っているとしたら、公園緑地課も一緒にまとまってきたのか。

小柳行政管理課長 今回行ったマーケットサウンディングを含む導入可能性調査は、目的は今は多くの公園改修で民間活力の導入が進んでいるが、この多摩中央公園の改修でもできるのかという市場性の確認が1点と、もう1点が導入できる場合にどんな活用のアイデアがあるのかというアイデア募集である。これをやったのは他の自治体等でも公園の改修に民間活力の導入が積極的に進んでいることから、今後市民の皆さんのワークショップで目指す中央公園の姿と一緒に検討していくときに、中央公園で民活できないのかというご意見をいただいたときに、これから調査するといったのでは遅いので、同時並行で民間活力の可能性の調査をさせていただいたので、私どもの調査で可能性が見込まれるところがわかったので、一方で、市民の方からいただいた意見で、目指していく中央公園の姿が出てきているので、市民の方が目指す、望む中央公園の姿を実現する手法の1つとして民間活力の導入を考えていきたいところである。

向井委員 今市民のワークショップに一定の結論めいたものが出て終了した。こちらでも今最後にある程度可能性が絞られてきたことで、これから突き合わせていくことになっていく段階に入っていくと思っていいいのか、今、小柳課長でやっていらっしゃるが、多摩センター活性化では、市民経済部の鈴木部長が中心になった取りまとめをなさっていると思うが、今ようやくいろいろ材料が出てきて、これからの話し合いの進め方はどういうスキームになっていくのか。

柚木公園緑地課長 公園の部分で抜粋版の最後のページにスケジュール予定を記載している。右側のスケジュール予定を見ていただきたいが、2019年度は当初予算では多摩中央公園の基本設計の予算を計上している。一方、行政管理課では民間活力の導入の調査で予算も計上している。今、多摩中央公園の改修基本方針を案をとってまとめていくが、その答申に基づいて公園部署は基本設計に入っていくが、基本設計を進める中で与条件を整理しながら、民間の導入のさらなる深堀りを進めていくと考えている。

一方、多摩センター全体の活性化でキャンパスマネジメント協議会ですが、このスケジュールの一番上にクリエイティブキャンパス構想と書いてあるが、2019、20年度は庁内組織で検討準備をしながら、2021年度にキャンパスマネジメント協議会の設立を目指し、運営につなげていく形で考えている状況である。

板橋委員長 私からも1点質疑が。前に私どもで見たときに、池を残して活用したらいいという意見も多かったが、水と緑のコンセプトが失われている状況があって、水路を補修したり全体の水の流れの循環をつくろうとした場合の費用についてまだはっきり聞かされていないので、もしわかっていたら教えてほしい。

柚木公園緑地課長 これから基本設計、実施設計に入っていくので具体的な金額はお示しできないが、あくまで目安で中央公園の改修に当たって都市計画の事業認可を取得している。事業認可上の概算数値になるが、きらめきの池、くつろぎの池、大池、水循環の復活でいくと約2億3,000万円ほどかかるのではなかろうかと見込んでいる。あくまでこの数字なので実際に設計していくと、当然金額も変わってくるかと思うので、その辺はご承知いただければと思う。

三階委員 先ほどサウンディング調査のアイデアが出ていたが、民間のアイデアを見ると飲食系の施設の設置が一番多いが、計画を見るとそこを中心となって考えているところは基本的なことは書いていないが、実際にサウンディング調査するところこういうところがある可能性があるので、できたらここも中心になって考えていく、取り入れていく、落とし込んでいくことも非常に大事だと思うが、その点について何か考えていないのか。

柚木公園緑地課長 今、この抜粋版の16ページに具体化のイメージのまとめを書いている。左上に公園全体の記載があるが、黄色く炭塗りの一番下に新規でb0-8で飲食機能の整備の記載や、右下のにぎわいの連携ゾーン、大池前テラスと大池の一番下のb2-3で、フードカー等を誘致し、公園のにぎわいを創出の飲食機能もこれから民間の提案等をいただく中で、具体的にはここだとこの時点ではお示しすることはできないが、そういった視点は中に盛り込んでいると捉えている。

三階委員 例えば図書館の中や今あるパルテノン多摩の中はどうか、グリーンライブセンターにもいろいろあるし、やりようによってはカラーを出した飲食店がいろいろできると思う。そこらも含めて民間の活用が一番現実的だというサウンディング調査の結果なのでしっかり力を入れていただけたらいいと思うが、これから具体化していくだろうが、その点を気にしていただければと思う。

遠藤（ち）委員 グリーンライブセンターで伺いたいのが、集い・憩い・学びの拠点だが、新規項目を見ると管理車両の駐車スペースや山野草実習園の移設、再整備、グリーンライブセンター・ガーデンの改修、エントランス広場の改修と今使っている方をベースにお考えになっているという感じがして、この公園全体はこれだけパブリックに利用者をふやそうとしている中で、グリーンライブセンターは今の方と管理部門のための改修なのかという感じが否めないが、グリーンライブセンターをもう少ししてこ入れしてほしいというか、てこ入れしないならやめたほうがいいと思うが、この辺はどうか。

柚木公園緑地課長 今16ページの具体化のイメージのまとめで、グリーンライブセンターのことも触れている。グリーンライブセンターが抱える課題では、入りづらい、現地を見たときにも委員からご指摘いただいたが、樹木があって、生け垣があって入りづらいとご指摘いただいている。今回の改修にあわせて皆さんが入っていきやすいような改修を検討していきたいと考えているが、今、グリーンライブセンターは3者連携で恵泉女学園大学、多摩市グリーンボランティア連絡会、市とやっているが、改修後の運営をどうしていくかは3者でも検討しているし、公園の運営形態が変わっていく中では、運営の仕方のある方も工夫していかなければならないと思っている。

 せっかくのグリーンライブセンターなので、より多くの方に使っていただくところになればいいと思うし、その一方で、ガン哲学外来カフェといったがんの告知をされた方の憩いの場になったり、園芸療法、またグリーンライブセンターは温室があるが、温室に自由帳が置いてあって、学校に行けないと思われる子が自由に書いたり、公共がやる部分もあるのかと思っている。

 公共の部分、民間活力部分をうまく融合させながら、将来の運営を考え

ていけばいいのかと思っている。

遠藤（ち）委員 何のための誰のための施設なのかという目的やターゲットがないと、現状と変わらなくて一部の森林愛好者の皆さんが集まっておしまいとなりかねないと思っているが、主な来場者のターゲットはどうお考えか。

柚木公園緑地課長 当然ご案内のとおり既存の講座や催し物をやっているが、将来にわたって内容の部分はグリーンライブセンターでも中期ビジョンを定めていて、主な行動項目に沿って行動に移している。中期ビジョンでは市民や事業者などが市内の緑や水辺、生き物などを通じて集い・憩い・学び、交流することを目指すという基本的な部分もあるが、さらなる情報の交流の場や活用の場につなげていければという取り組みも今はしている。

今後の活用のイメージでは、今、市と恵泉女学園とグリーンボランティア連絡会でやっているが、将来的には大学、学校やさらなるボランティアに興味ある方にも広げていければと考えている。

遠藤（ち）委員 市民のどの層をターゲットに経営されるのかと伺っている。

柚木公園緑地課長 グリーンライブセンターは都市緑化植物園の施設と位置づけられているので、当然全市民が対象だし、緑化植物園に興味、関心のある方が基本的な一律的なお客さんの対象になるが、先ほどもガン哲学カフェのお話をしたが、ただ単純に緑に興味のある方ではなくて、緑の効用を生かした方にも裾野を広げてターゲットにしていければと思っている。

遠藤（ち）委員 グリーンライブセンターは民間のサウンディング調査対象ではなかったのか。ここをどう使うかというのはヒアリングはなされたのか。

小柳行政管理課長 グリーンライブセンターも対象には含めている。ただ、ここを使っていろいろな収益事業の広がりでは目新しいご提案はあまり出なかった状況である。

向井委員 きのうきょうと喫煙の話がずっと出ているが、喫煙スポットを設ける公園のうちの1つで、この中央公園の名前が上がっていたが、そこはもう既にお考えになっていらっしゃる場所がどこかあるのかついでに伺っておくのが1つと、前に私たちが意見交換したときに、保育園や小学校の遠足で中央公園に訪れた皆さんたちから日よげがない、雨よげがない、という意見が出たと思う。特にお年寄りの皆さんは急に雨が降ってきたときに、急

に避難することができなかつたりするので、雲行きを見ながらどこかに避難することもあると思うが、雨よけ、日よけを公園の中に設置する考え方も1つあるが、いざという避難場所がパルテノン多摩でもいいのかもしれないが、グリーンライブセンターもせっかく改修するのであれば、一時の雨宿りができるスペースがあったほうがいいのではないかという意見も出たと思うが、集団利用、市内の団体、子どもやお年寄りが使うときだからこそ必要なものは、公園緑地課や市民の皆さんと話し合っても、公園、公園という話をしているとなかなか出てこなくて、保育園や幼稚園をやっている団体の事業者や小学校の先生方にニーズがもしかしたらたまっていると思っていたので、私たち委員会がご意見を差し上げてからどんな検討をしたのか、どこかにヒアリングしたかということがあれば、伺いたいと思う。

柚木公園緑地課長 まず1点目の喫煙スポットの場所だが、現段階でどこにという具体的な整理ができていない状況である。雨よけ、日よけだが、昨年11月4日に社会実験をやったときもちょうど天気が悪くて、雨の日の公園利用を考える必要があるという意見もあった。16ページの具体化のイメージのまとめでは、きらめきの広場ゾーンで、黄色で塗り潰してあるb1-1で、あくまでも具体化のイメージなのでこのとおりではないが、膜屋根も検討していったらどうかとある。おっしゃられたようにその後ヒアリングをしたかという部分は、まだ対応していない。

それと先ほどの社会実験で雨の日の公園利用を考える必要があるところは、きょうお配りした抜粋版の7ページを見ていただくと、プレイスメイキング社会実験(PARK LIFE SHOW)の実施のページの右下の4)で実施効果とあるが、ワークショップ参加者の意見交換のまとめで7項目挙げているが、⑦で晴れの日ではない公園の使い方、屋根のある場所も重要だという意見も寄せられている。

向井委員 デイサービスの皆さんがお散歩でいろいろな公園に行かれるようだが、雨の日にわざわざ公園にお散歩へ行くわけではないが、行ったときに急にというとき、一時避難する場所があるかどうかあらかじめ重要視されていて、調べてからお出かけになっているが、多摩市は意外とそういうのは少なく

て、昔は藤棚があったりしたところもなくなって、日陰もない、雨よけもないのでは行き先が制限されているとよく聞く。あとは足元の歩道のがたがたをあわせると、お年寄りに集団でお散歩していただくには、物すごく選択肢が狭まる。それは保育園の皆さんもお散歩もまたしかりである。熱中症と教育委員会は言っているが、いろいろな市民の皆さんから意見を聞くと同時に、そのように使っている団体、公園も日常的な運営の一環に組み込んで公園を使っている人たちが保育園やデイサービスにいるから、そういう人たちがどう使っているか、現場でこうであったらいいと思っている人たちがいるはずだから、庁内でもほかの課からヒアリングしておかないと、先ほど公だからとグリーンライブセンターのことをおっしゃったけれども、他の政策を実現させるための役に立つことになかなかつながっていかないで、それは他の部署から聞き取ることはしていただきたい。

柚木公園緑地課長 今回の抜粋版でお手元にお配りしたが、時間があるときに後日ごらんいただきたいが、全部版ではこの改修方針を決めるに当たって、庁内関係課19課の庁内ヒアリングなどもさせていただいた。今後いずれにしてもこれから基本設計に入っていくが、ご意見を伺いながら進めていければと思っています。

板橋委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。

本件は最終報告に反映するために、これまでの全部の協議内容を正副委員長で作成した資料、案件4のところたたき台で出しているが、委員間で意見交換を行いたいと思う。意見交換することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 ご異議なしと認める。それでは、委員間の意見交換を行う。
暫時休憩する。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

板橋委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

先ほどのたたき台の中で自由に意見交換したい。最終的にきょうまとめたいので、どうぞご協力のほどよろしくお願いします。

この際暫時休憩する。

午後 1時00分 休憩

午後 1時25分 再開

板橋委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

このたたき台に対しての皆様方のご意見をいただきたいと思う。意見はないか。

遠藤（ち）委員 頂戴した提案に加えて、4の委員会意見の11番として、受動喫煙の害にはしっかりと配慮しつつ、煙の漏れない喫煙ブースを設置するなどして、吸う人と吸わない人が共存できる中央公園をつくるべき。

また、もう1つ、12番として店舗型に限らず飲食エンターテインメント事業者の参入を促進し、季節感あふれる食文化を提供できる公園にする。以上2点をつけ加えたらいかがかと思う。

板橋委員長 今のご提案だが、ほかに意見はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

板橋委員長 異議なしという声がかかった。このたたき台に加えて11番、12番の項目を新たに加えた形での文章にしたいと思うが、ついてはこの全文を念のために読み上げていただいて、それを最終確認することにしたいが、早口でもいいからお願いします。

遠藤（ち）委員 それでは、申し上げる。

生活環境常任委員会所管事務調査「中央公園大規模改修への提案について」。

1、調査の方法。

公園緑地課が進めるワークショップ、社会実証実験、改修案などについての聴き取り調査。現地における公園緑地課からの説明。公園緑地課との意見交換。子ども教育常任委員会との合同による所管との意見交換。

2、調査におけるポイント。

パルテノン多摩の大規模改修、中央図書館建設、中央公園・グリーンラ

ライブセンター大規模改修における一帯の総合性、回遊性の向上により多摩センター地域の活性化につなげる。

3、現在の課題。

①樹木の繁茂による視認性の低下や、なだらかな傾斜と距離による移動の困難性により、公園全体の回遊性が乏しい。

②公園入りロイコール＝パルテノン側となり、ニュータウン居住エリア側やクロスガーデン側が裏口のようにになっている。

③きらめきの池、大池、旧富澤家の池といった池のほか、遊歩道沿いの水路や4階カフェ前の壁の流れなども老朽化に伴い機能不全となっており、当初の「みずとみどり」のコンセプトは失われている。

④4階カフェの上部テラスは、見晴らしがいいにもかかわらず使われていない。

⑤駅からの公園の視認性は乏しく、大階段を抜けると一面のみどりが広がるというコンセプトが活かされていない。

⑥幼稚園や小学校の遠足、デイサービス等の散歩の際の日陰・雨よけとなるものがない。

4、委員会の意見。

①中央図書館とパルテノン多摩が連携しやすい構造（屋根つきの渡り廊下など）次第では、大池に面する緑陰読書エリアのイメージが大きく変容するほか、イベント時のスペース確保に支障を来すおそれがある。慎重な検討が求められる。

②民間事業者による維持・管理の可能性については、サウンディング調査の結果や、その後の市の検討の過程が明らかでない。議会との十分な情報共有、コミュニケーションが必要である。

③グリーンライブセンターはみどりの管理団体の拠点としてだけでなく、女性や若者の癒しの空間や、市民が市内環境団体とつながるプラットフォームとしてなど、さらに活用の幅を広げるべきである。

④樹木の生育、防犯、各施設の視認性を高めるためにも、この機会にこれまでできなかった手入れを行い、見通しのよい明るい公園にすべきである。

⑤南住宅地側から入り口すぐの平地への大型遊具配置や、「入り口」の意識化を図り、南住宅地側、クロスガーデン側から見てもにぎわいが感じられる工夫が必要である。

⑥公園開設当初の「みずとみどり」のコンセプトは、今なお多摩市民の誇りであり、小さな子ども連れ、若者にも求められている。季節ごと、イベントにあわせて張りよりのきく柔軟な活用を視野に設計を検討していただきたい。

⑦幼稚園や小学校、デイサービス等の行事、活動に寄与できるよう、雨よけ・日よけ、トイレ等の施設のあり方、内容を関係所管と検討すべきである。

⑧多摩センター駅からの視認性を高める。

⑨ウォーキングコースを設定するなど、自然と公園全体を利用する工夫を。

⑩施設から施設への誘導の工夫により回遊性を持たせるためにも、施設間の情報共有・情報交換の場を。

⑪受動喫煙の害にはしっかりと配慮しつつ、煙の漏れない喫煙ブースを設置するなどして、吸う人と吸わない人が共存できる中央公園をつくるべき。

⑫店舗型に限らず飲食エンターテインメント事業者の参入を促進し、季節感あふれる食文化を提供できる公園にする。

板橋委員長 今、読み上げていただいた。生活環境常任委員会所管事務調査、中央公園大規模改修への提案について、以上読み上げた文章で異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 異議なしと認める。では、これで多摩中央公園の改修に向けた事業については、調査終了とする。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにならうと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにする。

協議会へ移行する。この際暫時休憩する。

午後 1時31分 休憩

(協 議 会)

板橋委員長 それでは、協議会に入る。

協議会の案件1、公共施設使用料の改定について、市側からの説明を求め
める。

小柳行政管理課長 よろしく願います。資料1と右上に書かせていただいているものが
最初の画面に表示されている。公共施設使用料の改定は、下にスケジュール
を書いているが、各常任委員会に9月から概要説明をしている。前回
12月の協議会には、改定案をお示ししている。その後、各施設ごとの利
用者懇談会や審議会にその改定案のご説明をさせていただいた。特段意見
はなく、1件、他の委員会の所管部分になるが、使用料の算出の仕方につ
いてご質問いただいたので、基本方針と基本方針に定める基本ルールをお
示しし、ご納得いただいたと報告を受けている。

今回3月議会には最終案をご報告するが、12月にお示しした改定案か
らの変更の箇所の生活環境常任委員会所管の部分についてご説明させてい
ただきたいが、次にお示ししている資料が、資料2-1の10ページが表示
されているか。一番下が公園内施設になっている。四角囲みの下に括弧
書きで今回みどりの家の壺の土間が、鶴牧西公園にある大きな施設になる
が、基本ルールに基づく算定だと非常に高額な改定になるところだったので、
現状でも利用率がなかなか上がらない施設なので、消費税アップ分の
みを反映する。10円だけ上がる改定案としているが、これを適用するの
にあわせて、柔軟な利用承認の取り組みの試行をさせていただきたいと思
っている。具体的にはこれまで施設内での食事は認めていなかったが、改
定にあわせて平成32年4月からは一定の条件を設けつつ、試行実施で食
事での利用も可能とすることで、利用率を上げていきたいと考えている。

生活環境常任委員会での変更点は以上で、12月にお示しした改定案で
改定をさせていただきたい。

資料1に戻っていただいて、下のスケジュールだが、今後4月以降最終
案を内部で決定し、6月には条例改正案という形で上程をさせていただき、

議決をお願いしたいと思っている。その後、利用市民の方への周知を7月から始め、10月にはその改定後の料金での予約が開始、平成32年4月に条例の施行をさせていただくと思っている。

次の資料が6月議会の際に付議させていただき改定する条例を一覧形式で、委員会別にお示しさせていただいたものだが、生活環境常任委員会には6本の条例を付議させていただき予定となっているので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

説明は以上である。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

向井委員 生活環境常任委員会ではないが、資料1で今後のスケジュールで伺うが、この間、学校の体育館のクーラー設置のお話が出ている。体育館は今後クーラーをつけて、子どもたちが使う時間だけでなく学校開放の時間もクーラーをつけるとなると、その分の電気代をどう考えるのかといったときに、教育委員会のお答えは、今後くらしと文化部と少し話し合っていかなければならないと思っているとおっしゃった。電気代を今度加味して少し変わってくるおそれが出てくるというお話だったので、それはここではどう整理されているのかだけ伺っておきたい。

小柳行政管理課長 今回の学校開放は、資料1の裏面を見ていただければと思うが、下から6個目に学校開放があるが、使用料の改定を行わないとしているので、条例も付議させていただかない。今時点で平成32年4月の改定の際にはエアコンの料金を反映するところも予定していない。今委員からいただいたとおり、学校開放のご利用の方もエアコンを使うことになって、光熱水費等が上がる場所が明確になった際には、検討をさせていただき材料になろうかと思うが、今時点ではまだ予定していない。

向井委員 教育委員会のご答弁をもう一度確認いただければと思うが、向こうもすぐには言っていないが、タイミング的に急だったのでここには載りようがなかったと思う。ただ、教育委員会の限られた予算でクーラーに使う電気代は、子どもたちの教育のためには充てられるけれども、特に夜お使いになるから電気使用料もむしろかかることもあるので、子どもたちの教育費にそのしわ寄せがいかないようにということで、教育部長はそのように

ご答弁になったと思うので、次の見直しのおきになるかもしれないが、そこはしっかりと子どもにしわ寄せがいかないような設定をしていただきたい。

板橋委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会2番、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について、市側からの説明を求める。

松尾くらしと文化部長 本件は前回12月の生活環境常任委員会で、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修に当たっての市の基本的な考え方について、ご説明させていただいた。本日はその基本的な考え方に基づいて、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修に向けて、地域住民の方々、運営協議会の皆さんとの話し合いを始めたところである。その状況について本日、麻生コミュニティ・生活課長から説明させていただくので、よろしく願う。

麻生コミュニティ・生活課長 それでは、ご説明申し上げます。

昨年12月に本委員会にご説明させていただいて以降、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターでの進捗状況について、ご報告させていただく。

まず1番目、連光寺複合施設の進捗状況についてである。

(1) 懇談会の開催状況で、会議体の名称は「連光寺複合施設改修に伴う(仮称)連光寺コミュニティ会館整備懇談会」を立ち上げたところである。この懇談会のメンバーは、地元の自治会や利用者、聖ヶ丘コミュニティセンター運営協議会、学校関係者、青少年問題協議会の地区委員会、近隣幼稚園・保育園といった方々にご参加いただいて会議を開催している。

懇談会の実施内容は、これまでに2回の懇談会を開催した。1回目が1月27日、22名の方にご出席いただいた。2回目が2月24日日曜日、18名の方にご出席をいただいた。この懇談会では、まず大規模改修に当たっての市の基本的な考え方を情報共有させていただいた。今後懇談会の進め方やどのような施設改修を行いたいかについて、地域の皆さん同士が

話し合いを行っている。今後さらに地域の方々に懇談会への参加を呼びかけるとともに、改修後の施設に必要な設備や機能について話し合いを継続していく予定である。

(2) 今後の予定である。この懇談会は月1回程度開催を行って、おおむね6月をめどに施設の改修内容等についてまとめる予定である。第3回の懇談会は3月24日日曜日午前中に開催する予定となっている。

裏面である。鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの進捗状況についてである。こちらのコミュニティセンターはまず運営協議会が昨年6月から7月までの間に、既に利用者アンケートを実施している。また8月には利用者懇談会を実施した。10月には地域の方、児童館利用の保護者の方を対象とした意見交換会を開催し、利用者や地域の方々の施設改修に向けた提案や要望を取りまとめていただいた。

その後の状況だが、改修に向けた取り組みで、

(1) 平成31年1月17日に武蔵野市にある武蔵野プレイスの視察に行った。運営協議会の代表の方、市の職員で行ってきたが、目的としては今後当該コミュニティセンターの改修に当たって参考とするため、施設のコンセプトや設備、運営面での工夫について伺ってきた。その後1月23日に運営協議会と大規模改修について市と調整の時間を持った。こちらは運営協議会と市との直接のやりとり、調整である。

内容は(ア)大規模改修に当たっての市の基本的な考え方についてまずご説明し、情報共有をさせていただいた。(イ)利用者や地域の方々の施設改修に向けた提案や要望を運営協議会が取りまとめ、市に提出いただいた。主な意見は明るく開放感のあるスペースにしたい、子どもから大人まで多世代が集えるような空間をつくりたい。今現在使っていない浴室を事務室や倉庫にしたいといった内容のほか、部屋ごとの設備の改善点にご意見をいただいた。

(2) 今後の予定である。今後、運営協議会との調整を月1回程度開催し、おおむね5月をめどに施設の改修内容の案について取りまとめ、利用者や地域住民への説明会を6月に実施したいと考えている。その後7月中には改修内容を取りまとめていきたいと考えている。

説明は以上である。

板橋委員長 市側の説明が終わった。質疑はないか。

向井委員 三方の森、あそこもコミュニティ会館で、今回も連光寺はコミュニティ会館になるけれども、一方の鶴牧・落合・南野はコミュニティセンターだが、古い複合施設をリニューアルするタイミングで、コミュニティセンターにはならなくてコミュニティ会館になった。それは連光寺、聖ヶ丘という一くくりの中にコミュニティセンターが2個になってはいけないという考え方なのか。そのことを1つ聞きたいのと、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターが並んで書いてあるが、実はすごく違っていると思っていて、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターは運営協議会がある。連光寺複合施設は運営協議会がないから、今は懇談会の主催も市が主催して皆さんに集まってもらって、市民同士で意見交換してもらおうが、今後のことを聞くに当たってもどういう運営をしてもらえるかという話にはならなくて、どういう設備が欲しいか、どういう機能が欲しいかという御用聞き的にならざるを得ないと思う。そうすると三方の森コミュニティ会館のときのように、その後運営協議会が立ち上がらないことになりはしないのか懸念されるが、そこはどういう整理になっているのか。

麻生コミュニティ・生活課長 まずコミュニティ会館だが、コミュニティセンターを補完する施設と条例上位置づけられている。当該地域には既に聖ヶ丘コミュニティセンターがあるので、その分館的な意味合いになるかと思う。この運営だが、市の基本的な考え方で整理した。まずは地域の中のコミュニティセンター運営協議会がある場合には、そちらに運営をお任せできないか、まずご相談をさせていただく。運営協議会からそれは難しいというお答えがあった場合には、新たに地域の中でコミュニティ会館を運営するための組織が立ち上げられないか検討する。もし仮に組織もできないとなったら、市の直営施設として管理運営をしていくことで、今、市では考えている。

なお、懇談会では今現在施設の機能、設備について今後地域の皆さんが使っていく中でどんなものが必要か、特にお話し合いをしていただいている。もし今後コミュニティセンター運営協議会が運営が難しくなったと

きに、初めて懇談会のメンバーの皆さん、自治会や地域の皆さんに新しい組織はいかがか、つくっていただけないかというご相談をする予定にはしている。

向井委員 今、聖ヶ丘コミュニティセンターの運営協議会にはお願いするということをなさっていて、お返事が来ていない段階か。

麻生コミュニティ・生活課長 運営協議会の代表者にはきのうお話をさせていただいている。内容としてはかなり難しいだろうということでお返事をいただいているので、正式なお答えをいただいた暁にはまたご報告をさせていただくが、おそらくこのままでは管理は難しいとお答えをいただけるのかと思っている。

増田委員 今説明があったコミュニティ会館、コミュニティセンター、市民ホール、この中の位置づけは平米が何平米だとかそういう決まりは全然ないのか。

麻生コミュニティ・生活課長 今現状で建物の名称と床面積の規模はルール化されていない。コミュニティセンターの中には700平米程度のものから1,400平米程度のもので大小の施設がある。コミュニティ会館は今回連光寺は既存の複合館を床面積を変更しないで改修しようという考え方である。おおよそ600平米の建物だが、その中で改修をしていこうという考え方である。

増田委員 コミュニティセンターという建物の場合には、住民の中で使っていたときに最低平米があると言われて、乞田・貝取ふれあい館の場合には面積が達していないもので、将来的には増築してコミュニティセンターにしていくという当初の説明があった。そのときに置くものも何もない、手もつけないということで、そういう説明があつて市民ホール的なものになっているという話を私はずっと覚えているが、それが今はほかを見ると部屋がたくさんあって、大規模改修がどうなるかわからないが。連光寺複合施設は、集会所の上にある、ある市民の方から寄贈されたところか。

麻生コミュニティ・生活課長 委員が今おっしゃったのは連光寺の本村の集会所を寄贈していただいたところが連光寺の本村集会所である。今ご説明しているのは連光寺の複合施設、老人福祉館と児童館等が入った複合館である。ちょっと場所が違う。

増田委員 コミュニティセンター、コミュニティ会館、市民ホール的な整理は必要

だと思うが、どうか。

松尾くらしと文化部長 今後の整理というお話で、今の条例上の平米の話もあったが、条例上は平米数で何平米以上がコミュニティセンターで、何平米以下がコミュニティ会館というところはまず今の基準としてはない。ただ、基本的にはコミュニティセンターはコミュニティエリアごとに1つの地域活動の拠点としてという位置づけでつくられている。先ほどコミュニティ・生活課長からお話があったが、コミュニティセンターを補完する意味合いでのコミュニティ会館という形で、老人福祉館や学童クラブが入っている複合施設はコミュニティ会館化していくことで基本的な考え方として整理しているので、私どもはそれはある程度整理はしている。

板橋委員長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会案件の3番、街路樹よくなるプラン改定版についてを市側から説明をいただく。

森田都市整備部長 街路樹よくなるプラン改定版についてのご報告になる。街路樹よくなるプランは現行プランが平成19年に策定されて10年目を迎えるということで、平成29年、30年、2カ年にかけてよくなるプランの改定作業を行ってきた。今回よくなるプラン改定の原案が確定したので、そのご報告である。よろしく願います。

内田道路交通課長 配付資料はA4頭紙、概要版、改定版本編をお配りしている。改定版を見ながらお聞き取りを願います。

多摩市街路樹よくなるプラン改定版は、平成29年8月、多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会を設置して、議論を重ね、パブリックコメントやワークショップを行って市民意見も取り入れながら策定を進めてきた。

昨年12月の本委員会では、原案についてご説明したが、以降原案に関する市民説明会を経て策定した。原案から大きく変更したものはないが、改めてご報告させていただく。

計画期間は平成31年4月から10年間である。今回のプランでは街路樹管理の取り組みの方向性として、これまで主要樹木の伐採など応急的な

取り組みで改善していたものを、根上がりなど大径木化が引き起こすさまざまな課題に対応するため、植えかえなど更新にも着手し、根本的な解決に取り組む、街路樹という資源を生かして、市のブランド力、資産価値を向上させる管理方針に転換する。多様な主体と連携することで持続可能な街路樹管理を目指すものである。

改定の主なポイントである。今回は遊歩道も対象としたこと、全体像、方針などを設定し、テーマを「市民が誇る、美しいみどりの“みち”」とし、安心・快適な歩行空間として整備を図る、持続可能なみどりを育てる、みんなが参加・協力し、みどりを育てるの3つの方針を定めたこと。予算では、伐採本数の目標数値を示し、管理費を縮減するとしていたものを、今回はめり張りをつけた管理を行い、必要などころには投資していくとしたこと。

実施手法については、これまで5つのステップで段階的に改善を進めていく手法から、今回は3つの実施方針・対応策で改善を図る手法にしたこと。更新を含めた根本的な対応にも着手するため、汎用性がある9つの改善モデル路線、具体の改善手法を例示し、路線外一部区間の試行を踏まえて、全区間や他路線へ展開していくとしたこと。市民との連携、参画が欠かせないことから、拡充についての取り組みとした。

単に安全の確保や景観の向上などという効果だけではなく、街路樹というツールを使用してのコミュニティの活力向上や市民の心身の健康力の向上、不動産価値の向上とともに多くの若い市民を多摩市に呼び込むための施策として、市固有の資源である街路樹を生かすことを通じて、ブランド力を向上させ、資産価値を高めていくことが極めて重要であるとしている。

改善モデル路線9路線で更新に取り組む場合の概算費用も試算している。本編の5-4ページに記載しているが、約2億円を要すると試算している。本プランにより良好な街路樹空間を維持するためには、今後多額の費用が必要となるが見込まれる。今後、財源確保の方策の検討が必要であり、例えば維持管理で大きな役割を占めている低木について、交差点周りなど見通しが必要な場所で撤去することを行って、管理費用を削減することにも取り組んでいきたいと考えている。

また、アダプト活動のさらなる活発化や寄附制度の導入など、市民参画の拡充についても検討していく。

さらに来年度実施する主な取り組みとしては、交通や防犯上に支障となっている場所での改善取り組みはこれまでどおり進める。また、街路樹と隣接する緑が重なり合っている場所では、管理者間で調整し、緑の量の適正化をする。

さらに、地域連携に向けた取り組みとしてまち歩き、こういった街路樹のファンをふやす行事を開催し、プランの周知も行っていきたいと考えている。

説明は以上である。よろしく願います。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会の4番、平成31年度主要実施事業について、市側からの説明を求める。

森田都市整備部長 それでは、平成31年度で道路交通課が実施する主要実施事業についてご報告したいと思う。よろしく願います。

内田道路交通課長 配付資料は平成31年度工事予定箇所図、平成31年度ナトリウム灯LED化改修予定箇所、平成31年度地籍調査事業実施区域図の3枚である。

初めに平成31年度の工事予定箇所図を見てほしい。平成31年度は市道1-4号幹線舗装工事など、舗装工事を9件予定している。このうち市道2-168号線、3-191号線、6-20号線、6-97号線、3-1号幹線についてはゼロ債などの活用を図って、早期発注をしていく予定である。また、橋梁の補修工事は電車見橋耐震補強補修工事、多摩郵便局東道路橋耐震補強補修工事、鶴牧西公園南側ペデ橋補修工事の3件を予定している。

また、道路拡幅事業に関するものについては、市道2-1号幹線、中和田通りになる。平成31年度も用地買収を継続して、平成33年度の第1期工事の着手を目指して取り組んでいる。

また、市道２－３号幹線は和田中央通りである。今年度平成３０年度、用地買収を行って、平成３１年度には設計などを進めていく予定である。

次に、平成３１年度ナトリウム灯ＬＥＤ化改修予定箇所図を見てほしい。ナトリウム灯の老朽化が進行して、平成３１年度は１２路線、１７８基のＬＥＤ化工事を行う予定である。これにより全体１万７７８基のうち９，８８９基がＬＥＤ化され、ＬＥＤ化率が９０％から２％ふえて９２％となる予定である。なお、ＬＥＤ化した街路灯は包括管理委託で維持管理をすることになる。

最後に平成３１年度地籍調査事業実施区域図を見てほしい。地籍調査事業は３年工程で進めているが、平成３１年度は㊸の諏訪１丁目、馬引沢団地と中沢地区で３年目工程として地籍図の閲覧を実施する。㊹の聖ヶ丘３丁目東部団地と聖ヶ丘５丁目南地区については２年目調査で、地権者による現地立ち会い、㊺の連光寺１丁目西側・熊野橋南地区では１年目調査として地権者を対象とした説明会などを実施する予定である。なお、事業未着手となるのは連光寺１丁目東地区を残すのみとなって、平成３４年度の事業完了を目指し、進めているところである。

説明は以上である。よろしく願います。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は協議会案件５番、都営住宅建替の進捗状況についてを、市側からの説明を求める。

森田都市整備部長 都営住宅建て替えの進捗状況についてご報告をさせていただきます。

都営住宅建て替えは東京都が事業者となって着々と進んでいる。生活環境常任委員会では、毎度報告をしているが、今回は前回１２月からここまでの進捗状況でご報告をさせていただきたいと思う。よろしく願います。

飯島ニュータウン再生担当課長 都営住宅建て替え進捗状況についてご報告させていただきます。お手元にいつものとおりＡ４資料１枚と、建て替えの位置図をサイドボックスに上げている。必要に応じてごらんいただければと思う。

都営住宅、諏訪団地だが、旧西永山中学校跡地の建て替え住宅である。

現在東京都による建築工事を実施中で、本年秋には入居ができる見込みになっている。これに伴って去る先週3月14日、諏訪地区市民ホールで西永山住宅に移転の対象になっている方々に対して、移転の説明会が東京都によって開催されている。

この移転に伴う私ども市の対応は、一般質問でもあったが、関係所管で調整を始めたところである。今回建物自体が223戸の予定なので、市内の転居の規模としては大きなものではないが、市内で初めての都営住宅の建て替えに伴う移転なので、今後状況を確認しながら東京都とも密に連携をとって、混乱のないよう各所管と力を合わせて対応していこうと考えている。

次に、旧中諏訪小学校跡地である。本体建築工事は平成30年度、準備が整い次第着手予定と伺っている。完了は2021年度の見込みで、前回9月の委員会でもお伝えしているが、入札が不調になっている。今、再度手続を進めていると伺っている。

3つ目、諏訪団地4-1だが、都営諏訪団地第二期工事基本設計業務委託で、本年3月末には完了の見込みということで、この第2期工事のエリアは4-1-1から4-1-7で、西永山、中諏訪に居住されている方が移転された後も住宅の基本設計になっている。

4つ目、西愛宕小学校の跡地である。前回ご報告させていただいたが、校舎、体育館等の解体工事が完了していて、用地売り払いに関する議案をお認めいただいている状況である。建築工事は今年度から2019年度にかけて順次契約をする予定と伺っている。

最後、中沢1丁目の東京都用地である。東京都が工事に着手している。現在本体工事に先立って造成工事を実施している。この造成工事完了後、本体建築工事に着手し、完了は2020年度の見込みと伺っている。

報告は以上である。

板橋委員長

市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

引き続き協議会案件6番、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてを

市側から説明を求める。

森田都市整備部長 それでは、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてご報告させていただく。本件も委員会のたびにご報告させていただいているものである。今回も前回12月からこれまでの進捗状況でご報告をさせていただく。特に2月4日に開催された多摩ニュータウン再生プロジェクト第6回のシンポジウムについてご報告になろうかと思う。よろしく願います。

飯島ニュータウン再生担当課長 多摩ニュータウン再生の進捗状況についてご報告させていただく。資料1として多摩ニュータウン再生プロジェクト第6回シンポジウム、第1部の資料、資料2は永山駅周辺再構築ビジョンをご用意している。サイドボックスをごらんいただければと思う。

まず1の経過だが、11月11日のワークショップのこと、11月29日の第2回推進会議は前回の委員会で報告させていただいたので割愛させていただく。今、都市整備部長が申し上げたとおり2月4日の多摩ニュータウン再生プロジェクト第6回シンポジウムについてご報告させていただく。

シンポジウムは3部構成で行って、第1部は再生推進会議の職務代理者である明星大学の西浦先生から、今年度の再生推進会議の議論やリーディングプロジェクトの進捗状況についてご報告いただいた。また、市民委員の楊さんから、本年度市民ワークショップで作成していただいた永山駅周辺再構築ビジョンの発表をいただいている。

第2部では、基調講演として鳩山ニュータウンの再生等にご尽力いただいている東京芸大の藤村先生から、市民目線での魅力づくり、ブランディングについてということでご講演いただいた。

第3部では、再生推進会議の委員長で、首都大学東京の上野学長にコーディネートいただいて、藤村先生、首都大の松本先生、市民委員の皆さん、市長を交えて、市民とともに描く多摩ニュータウンの未来というテーマで座談会を行っている。来場者は関係者を含めて約230名、ご来場いただいている。

シンポジウムのアンケートでは130件、ご回答いただいているが、多摩ニュータウン再生の取り組みについて理解できたかという問いには、よく理解できた、やや理解できたを合わせて90%、シンポジウムに参加し

て多摩ニュータウンの将来や再生を考えるきっかけになったかという問いには、きっかけとなったというお答えは83%ほどいただいているので、今回のシンポジウムは一定の評価をいただけたと思っている。

また資料1だが、シンポジウムの資料で2ページから21ページまでが今年度の再生推進会議の議論や各リーディングプロジェクトの進捗状況の報告になっている。

22ページから最後の31ページは、永山駅周辺再構築ビジョンの市民委員の発表の資料である。

資料2の永山駅周辺再構築ビジョンだが、めくっていただくとワークショップの開催概要、永山駅周辺の現況、歩いて見つけた永山駅周辺の魅力と課題、また2040年代の理想の永山駅周辺、永山駅周辺再構築ビジョン、ビジョンの策定の経緯と記載されていて、その後ろには参考資料としてまとめ切れなかったご意見等についてもできるだけ記載をしている。

続いて去る3月8日、永山駅周辺拠点勉強会を開催した。これは従前からご報告しているが、永山駅周辺の地権者の皆さんで構成する永山駅周辺拠点勉強会で、このビジョンをご報告している。また、日本医科大学、UR都市機構、市の動きとして今回ご審議いただいているUR都市機構の旧多摩ニュータウン事業本部用地と旧東永山小学校用地の土地交換にかかる状況等もご報告させていただいて、次年度以降の勉強会の進め方等についてご意見をいただいている。

最後に今後の予定として、まだ委員長との調整になるが、私ども再生推進会議の事務局としては、8月ごろ再生推進会議を開催し、11月には第2回推進会議の開催、年明け2月になるが、シンポジウムを開催して、今年度2ターン目で最後になるので、2月には今期最後のニュータウン再生推進会議の開催を予定している。

ご報告は以上である。

板橋委員長

市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件の7番、東永山小学校跡地と旧多摩ニュータウン事業本部用

地の土地交換についてを、市側からの説明を求める。

佐藤施設政策担当部長 東永山小学校跡地と旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換についてである。本案件は財産処分に関する案件で、行政管理課で所管していて、委員会では総務常任委員会の案件になっているが、ニュータウン再生、諏訪・永山まちづくり計画の関係性も深いところから、昨年12月に引き続き本生活環境常任委員会協議会でもご報告させていただきたいので、よろしく願います。

本日、総務常任委員会と同じ資料をご用意させていただいている。本案件は常任委員会での情報提供、さきの補正予算審議において債務負担行為の設定等させていただいている。資料、6ページものになっているが、1ページから5ページまではこれまでの経過になるので、よろしければ割愛させていただいて、直近の動きと今後の見通しを資産活用担当課長の松田課長から内容をご説明させていただきたいと思う。

松田資産活用担当課長 資料6ページをごらんいただけるか。今後の流れである。平成31年、今議会3月6日、補正予算審議をいただいた。土地交換によって生まれる交換差金1億8,027万2,000円の債務負担行為を設定とお認めいただいた。3月7日以降にUR都市機構と土地交換仮契約締結とあるが、先週金曜日3月15日付で仮契約を締結している。今議会の最終日に追加で財産の交換の議案を提案させていただき、ご審議いただく予定である。お認めいただけたら、仮契約の内容をもって成立という形になる。

その後、実際に土地交換を実施するのは今から2年半後の2021年9月の予定でいる。

最後の米印だが、多摩市と学校法人日本医科大学の確認書は平成23年に旧東永山小学校での病院開設を目指す、双方努力するという確認書だったので、そちらの見直しをしていくというところで協議を進めていく予定である。

説明は以上となる。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。この案件はこれで終わる。

協議会案件8番、聖蹟桜ヶ丘北地区面整備事業の進捗について、市側からの説明を求める。

森田都市整備部長 聖蹟桜ヶ丘北地区面整備事業の進捗状況について、ご報告させていただく。本事業は現在区画整理事業進捗中である。大分形も見えてきた。今回ご報告させていただきたいと思う。よろしく願います。

佐藤街づくり担当課長 資料はきょうA4両面1枚をご用意させていただいている。それに沿って説明させていただく。まず、大項目1番の土地区画整理事業についてである。事業名は多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業である。施行者は株式会社東栄住宅で、北地区の大半を占める土地所有者である。株式会社東栄住宅が周辺の土地所有者、多摩市、東京都、小野神社の三者と小野神社の土地を借地している保育事業者のウィズチャイルドの同意を得て土地区画整理状況は始まった。事業地は図中にもあるとおり、駅北側の多摩川に面した部分、関戸1丁目、2丁目、一ノ宮2丁目の各一部、約2.6ヘクタールの面積である。

事業目的はまず1つ目は都市計画マスタープラン及び聖蹟桜ヶ丘地域整備計画の方針に沿ったまちづくりの実現と、2つ目は多摩市の玄関口である聖蹟桜ヶ丘駅周辺の都市基盤の整備及び拠点機能の充実を図るためである。

事業概要は、施行区域内の土地の形や接道条件等の改良に加え、公共施設の整備改善を行うものである。主なところは1つ目、既存のせいせき公園を全面的に改修する。図をごらんになるとちょうど中央になるが、公園の敷地は多摩川沿いまで約1.7倍に拡張する。芝生の広場や防火水槽、防災倉庫の設置など、防災性に配慮した公園として再整備する。

2つ目は道路の整備で、駅から多摩川へ抜ける幅2.5メートルの両側歩道付きの区画道路、道幅は14メートル、長さ90メートルのメインルートをはじめ、多摩川に沿って幅7メートルから9メートルにわたる堤防道路を下流側、京王線の鉄橋まで整備して、ほかにも京王立体駐車場の出入り口に接する道路、上流側、ウィズチャイルドがある区画道路など、交通安全性や多摩川への親水性を高める道路整備となり、メインルートにおいては電線共同溝をつくって、地中に埋設し、無電柱化を図る。

3つ目は上下水道や電気、ガス、通信ケーブルなどのライフラインも整備する。

進捗状況については、既にご案内のとおり平成29年3月に東京都から事業認可をとり、同年9月から工事が始まった。昨年5月までには宅地のかさ上げや造成に必要な盛り土の土砂を搬入して、この後、工事の完了、換地処分、道路や公園の引き継ぎなどの手順を踏み、予定では本年9月には土地区画整理事業が全て完了することとなっていた。ただし、ここにアスタリスクがあるが、この間、既存のインフラ施設の移設や改良工事、工事完了後の事務手続など対応調整などに時間を要することが関係機関との協議でわかってきた。ここで施行者が工事の進捗状況とあわせ、事業工程をもう一度見直したところ、どうしても認可期間内の対応が難しく、工事のおくれはもとより、その後の測量や換地処分、登記、公共施設の引き継ぎ、終了認可等の手順を踏んで行う業務が連鎖しておくることとなることから、最終的には事業完了が最長で来年の9月、約1年おくれる見込みとなった。現在、施行者は東京都に対して事業変更認可の手続を行っている。これが土地区画整理事業の進捗である。

そして、ページをめくっていただくと大項目の2番、大規模開発事業についてである。

土地区画整理事業が完了後の開発計画は、現在株式会社東栄住宅が所有する約1万4,700平米の土地について、駅近の特性を生かして商業・業務機能と集合住宅が調和した建築物を計画している。株式会社東栄住宅からはまず下流側の土地約8,600平米を先行して開発することとし、現在国内大手のマンションディベロッパーと共同して、集合住宅を建築する計画である。この事業計画は共同事業者の公表とともに、本年4月、来月4月以降に市の街づくり条例による届出をもって明らかになる。来月4月中には街づくり条例第61条による大規模開発事業の届出が市に提出され、その後45日間かけて市が届出内容を公告、縦覧する。届出後、事業地内に標識を設置して、ここに何が建つのか、建築計画の概要を知らしめる。そして、近隣住民への説明会を実施することとなっている。

事業者からは駅周辺で会場を借りて説明会を開催する予定であると同っ

ている。

また、残る敷地約6,000平米の土地については、ここに商業・業務施設が入ることとなる。株式会社東栄住宅からは今回の開発ではなく、今後段階的に計画の検討を進めているので、現段階では未定であるとの報告を受けている。

説明は以上である。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

遠藤(ち)委員 進捗が1年最大延びることになると。今年の9月に完成するはずのものが、最長で来年の9月になるということか。

佐藤街づくり担当課長 そのとおりである。事業終了が今認可の変更申請をしているところで、4月以降に認可がおりると聞いているので、最長1年延びることになる。

遠藤(ち)委員 この右の2ページ目の大規模開発事業について、事業者と建築事業内容について協議中と。京王線側の8,600平米を先行して事業化を図る。この計画の公表は本年4月以降だが、この文言への影響はどうか。

佐藤街づくり担当課長 現在は事業者からは土地区画整理事業のおくれが、そのまま開発事業のスケジュールには影響は出ないと聞いている。

遠藤(ち)委員 東栄住宅と大規模住宅の建設をなさるディベロッパーとの関係は、つまり東栄住宅は土地を取得して区画整理を手がけて、例えばマンションをつくるのは三井とか三菱とか、でかいディベロッパーに投げるとということか。位置づけがよくわからないので説明をお願いします。

佐藤街づくり担当課長 共同事業者と聞いているので、私がここで言っているかどうかはあれだが、遠藤ちひろ委員がおっしゃったような大手マンションのディベロッパーが上物を建てるって伺っている。

遠藤(ち)委員 この区画整理のおくれはトータルのスケジュールに影響するのかどうか。つまり例えばタワーマンションができるならできると、通常だと二、三年、こういったものへの影響はどれぐらいなのか、トータル全体像のスケジュール感をもう1回伺う。

佐藤街づくり担当課長 トータルでのスケジュール的にはおくれは生じないと聞いている。区画整理が仮換地中ではあるが、その間に開発計画が入って、それぞれで

またそこで開発許可の申請や街づくり条例の手続があって、それが終わると2年ぐらいの工事を経て竣工すると聞いているので、今後竣工は2022年の2月中旬と聞いているので、この開発計画はそれぐらいの年に完成することになる。その残りの土地は段階的にやっていくことになるので、まだ工事期間は決まっていないが、その後1年半ぐらいの差があって竣工することになるかと思う。

藤原委員

この土地の整備はただ単ににぎわいをつくることだけではなくて、向こうの準スーパー堤防や、ここは恒常的に渋滞がよくある。そういう意味でピンクで書かれた道路の整備があるが、例えば公園の東側、公園に接した道路だけ広げても仕方がない。一番右側の線路に接した道路だけ整備しても仕方がなくて、これは前に村田面整備担当部長のときからの課題だが、例えばど真ん中の縦に公園の横を通っている道路のその先の整備や線路の右側の住宅地に入り込む自動車のことを考えれば、その整備や通学路の問題、地域の方も大変心配している。その辺の地域の方との協議やディベロッパーの動きはどうなっているか。

森田都市整備部長 今、藤原委員おっしゃったとおり道路はつながって何ぼのものである。このせいせきC館の西側、S字カーブと我々よく言っているが、ちょっとカーブがきつところがある。これの改良も今回の区画整理事業とあわせてやらなければいけない聖蹟桜ヶ丘駅周辺の交通課題の1つと考えている。現在、沿道の地権者の方といろいろお話をさせていただきながら用地買収も交渉を進めているところで、それが整ったらこれは区画整理事業ではなくて市の事業だが、S字カーブ、カーブのきつい道路の改修も進めていく。かつ今ちょうど京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターの駐車場から出てきて、ザ・スクエアの角にぶつかるが、あそこが渋滞をしやすい。あそこも右折レーンをつくったりして渋滞の緩和を図っていきたいというところで、今計画をしている。

もう一方、右側の組合を入れた区画整理をやった地域につながる道路についても、今、一方通行で交通障害がある。これも地権者の方と交渉が難航しているが、道路整備を進めていきながらこの地域全体の交通の流れも考えていきたい。これは平成27年に道路整備計画を改定している。その

ときはこの区画整理をやっぺいこうという状況も踏まえて、地域の課題解消で策定しているのて、道路整備計画に基づいて進めている。

藤原委員 森田都市整備部長も正直におっしやったが、両方とも地権者の方との交渉が難航していると私のところにもストレートに來ているが、率直にもう一度お答えをいただいで、進捗状況がどんなぐあいなのか、進むのか進まないのか。特に新しく工事している駐輪場も問題だし、S字カーブも難しい状況があると思うが、どうか。

森田都市整備部長 率直に非常に難しいところもある。ご協力をいただかないことには事業が進まない。とはいいいながら乱暴にできない。丁寧にご説明しながら、とはいいいながら過大な用地買収もできないので、適正な額でということになる。さまざまな協力をお願いしながら、丁寧に対応していきながらご理解をいただいで努力をしてまいりたいと考えている。

板橋委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件9番、多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の変更についてを、市側からの説明を求める。

森田都市整備部長 多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の変更についてご報告をさせていただきますと思う。多摩センター駅周辺の都市再生整備計画については、平成28年度に策定した。目標は駅拠点にふさわしい魅力とにぎわいあふれるまちづくりを目指していくための道路の整備、動線のバリアフリー化を手がけていこうと計画策定していた。今回変更は事業の内容は変わらないが、優先順位などの周辺の状況も変わった関係で、今回再生整備計画の変更を行った。今回はそのご報告である。よろしくお願ひする。

榎本都市計画課長 多摩センター駅周辺地区の都市再生整備計画の資料に基づいて説明をさせていただきます。今、都市整備部長が申し上げたとおり、平成28年度にこの計画を策定して、計画期間は資料一番上にあるとおり平成29年度から平成33年度までの5年間になる。具体的な内容は資料の一番下、左から緑のところ、オープンカフェということで道路占用の特例を生かして、オープンカフェの事業を展開すると。その右側、ストリートファニチャー

等の設置、その右側にサインの設置で、オープンカフェはもう既に本格的な実施に至っている。ストリートファニチャーは今年度ここで完成する状況である。サインは今年度実施計画、実施設計について終わりにさせていただいて、来年度から工事に着手するという予定で進んでいる。

今回、変更ということで資料の上の変更案の概要から見ていただきたいと思う。理由は左側に書いてあるとおりである。内容は2点ある。真ん中にあるとおりエスカレーターの設置は延期をしたいことと、改めてレンガ坂の整備は基幹事業の位置づけをして進めていきたい。理由は左側、上に文言があるとおりにエスカレーターの設置事業は、近隣に民間商工施設の設置が進められるなどの状況変化を踏まえ、さらに検討が必要となったことから当面事業を延期したいというものである。

新たにレンガ坂の整備だが、事業年度は平成32年度から34年度で、4億2,000万円ほどの概算事業費で新たに基幹事業として位置づけをしたいと思っている。事業年度は平成34年度になるので、現在の計画期間を1年度延伸することも含めて、計画の変更も含めて進めていきたいと思っている。そのことの説明が左側のレンガ坂の整備を最優先に実施するため、基幹事業として計画に盛り込みたいということである。

説明は以上である。よろしく願います。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

向井委員 ここに書かれている事業活用調査300万円、右の一番下にある。これはどのようなことをするのか、どういう方がなさるのか、お話を伺う。

榎本都市計画課長 資料の右の一番下である。青く事業活用調査（事後評価調査）で、事業年度の最終年度、平成33年度の都市再生整備計画によって得られた成果や実施過程、成果の要因などについて客観的に評価・分析し、今後のまちづくりのあり方を検討するためということで、PDCAではないが、今回のこの計画は国から社会資本整備総合交付金もいただいているので、経過期間で評価をして、そこでの課題や実際どうだったかを踏まえて進めていくところで、この整備計画の1つのスキーム、流れの中で位置づけされている。具体的にどういう点について詳細に評価するかは今後ということで、計画の中ではそういう位置づけがされている状況である。

概算事業費で300万円計上しているので、客観的な評価で評価・分析を委託させていただき流れになろうかと考えている。

向井委員 もうどこかほかの自治体でもこの社会資本整備総合交付金を使ってやっているところは、皆さんもこの事業活用調査をなさっていて、多摩市もそういうものを参考にしてもらいながら今もやっているという理解でいいのか。

榎本都市計画課長 まず多摩センター駅周辺地区は都市再生整備計画になるので、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画をつくって、それに基づいて事業をしているので、その計画の流れの一環としてやっているの、例えばほかの自治体は詳しくはわからないが、全国でやっていたら同じようなスキームで進んでいく形になる。

向井委員 それをみんなが共有していると、その実践を積み上げていってお互いに共有しようというものだと思っていわけか。

榎本都市計画課長 当然この評価はそれぞれの計画の中でどうだったかが明らかになれば、それについては情報公開されている中で共有化して、参考にできるものは参考にしていくということになろうかと思うので、都市再生特別措置法に基づいて都市の再生、特に地域の再生ということでこの計画づくりに基づいての交付金をいただいてということが進んでいるので、都市の再生がどのくらい進んでいるのかその都度当然評価をされて、改善されていく流れになるのかと思っている。

三階委員 この新しいレンガ坂の整備でお伺いしたいが、自転車のレーンを新たに立て分けてつくるということなのか、そこら辺をもう少し詳しく。

森田都市整備部長 先般中央公園で社会実験をやった。その際に道路交通課としてレンガ坂をどうしていこうかと、現地を仮に自転車と歩行者を分けて、そこを通行していただいてその方たちにいろいろアンケート調査もして、どういうレンガ坂のあり方がいいのかというお話も聞いた。自転車と歩行者を分けたほうがいい、安全だというご意見を多数いただいた。今回の改修工事に当たっては、分離も視野に入れてこれから考えていく必要はあろうかと思っている。

ただ、これからレンガ坂の改修に向けては市民ワークショップ等も開催

しながら、ご意見を頂戴しながら進めていくことになろうかと思うので、まだ確定したところではないが、基本的には議会でもご答弁差し上げているとおり、幅員があれば自転車通行レーンと歩行者通行レーンは分離していきたいという考えでいる。ただ、今回はそれプラス中央公園との一体利用、一体活用では道路空間ではあるが、どういったことで活用していいのかも考えながら改修事業は進めていくようになるのかと考えている。

三階委員 そこは実験をやった結果だが、あそこはよく自転車を通る、その先はあまり通らないのか、そこら辺がよくわからない。

森田都市整備部長 今、40メートルペDESTリアンデッキにつながる場所というお話かと思う。今、自転車をどうしていこうかというのもあると思うので、今回レンガ坂の改修工事は進めさせていただく。その後、当然この都市再生整備計画で40メートルペDESTリアンデッキの改修も進めていくと思っている。自転車をどうしていこうかということについてはこれからまた考えていきたいと考えている。

三階委員 あそこは坂であるし、そういうこともあると思う。ココリア多摩センターは自転車置き場があるが、ちなみに例えば図書館云々と書いてある。図書館の前あたりは自転車置き場は考えているのか。

森田都市整備部長 まさに先ほどお話ししたとおり、中央公園との一体的な改修と考えている。公園の改修、図書館建設といったところとも連動しながらこれから進めていきたいと思っているので、詳細はまだ決まっていないが、踏まえて検討していきたいと考えている。

榎本都市計画課長 今、図書館本館の設計と考え方が進んでいるかと思うが、その中で駐輪場は高低差があるが、一定の駐輪場は整備していきたいと聞いている。

板橋委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件10番、多摩ニュータウンにおける土地利用の動向について、市側からの説明を求める。

森田都市整備部長 多摩ニュータウンにおける土地利用の動向についてご報告をさせていただく。本件は尾根幹線沿道にあったUR都市機構の所有地の土地処分が

決まったということがあった。それについてのご報告である。よろしくお願ひする。

榎本都市計画課長 資料にあるとおり、譲り受けの事業者が決定したのでご報告する。所在地は町名地番でいうと、南野3丁目12番3外7筆となる。面積は4,940.61平米で、譲受人の事業者はトヨタホーム株式会社JVとなっている。ただし、当該用地はトヨタホーム株式会社がJVのうちトヨタホーム株式会社が譲り受けとなっている。契約締結日は平成30年12月27日で、施設内容はこちらに書いてあるもののうち単独または複合用途になっている。説明は以上である。

森田都市整備部長 若干補足で名前を出していいのかわかだが、旧ミヤムラテニスがあったところである。参考までである。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、平成30年度都市計画変更について、市側からの説明を求める。

森田都市整備部長 平成30年度都市計画変更についてのご報告である。平成30年度は多摩都市計画生産緑地地区の変更を行った。これに関するご報告となる。よろしくお願ひする。

榎本都市計画課長 こちらの資料にあるとおり、今回の都市計画変更は生産緑地の変更である。変更前の139地区、約28.02ヘクタールから変更後、140地区、約28.05ヘクタールに変更したものである。変更内容は削除を行ったところが2地区、追加を行ったところが4地区で、一覧表のような状況である。削除のところは主たる従事者の死亡により削除していきたいという申し出があったのでその関係、追加はこちらの4カ所について新たに生産緑地として追加していきたいという申し出があったので追加する内容である。それぞれの場所は図面につけて、場所の記載をしている。見にくいところもあるが、黒く塗り潰したところが今回削除を行うところで、番号では82番と95番の連光寺5丁目と諏訪1丁目が黒く塗り潰したところが今回生産緑地の全部または一部削除になる。追加は4カ所、23番、

60番、178番、179番の斜線で横線を引いているところで、場所のとおり黒丸をつけている4カ所について追加した場所となっている。

説明は以上である。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会12番、特定生産緑地の指定の進捗状況について、市側からの説明を求める。

森田都市整備部長 それでは、特定生産緑地の指定の進捗状況についてご報告させていただく。生産緑地は平成30年4月1日に生産緑地法が改正、施行された。これによって市町村長が所有者等の意向をもとに、特定生産緑地の指定ができることになった。今回その進捗状況についてご報告をしたいと思う。よろしく願います。

榎本都市計画課長 資料の特定生産緑地の指定の進捗状況について、ごらんいただきたいと思う。経過は今都市整備部長が申し上げとおり、平成30年4月1日に生産緑地法が改正、施行され、新たに特定生産緑地という制度ができた。その概要は(1)をごらんいただきたい。

生産緑地は都市計画決定したことを告示した日から起算して30年が経過する日、これを申出基準日と言うが、それ以後はいつでも市町村長に対して買取申し出ができるが、従来適用されてきた固定資産税等に対する減税特例措置はなくなる中で、特定生産緑地に指定することによって、その買取申し出ができる時期が、申出基準日からさらに10年間延長できる制度が特定生産緑地制度でできたということである。

それについてきちんと説明をしたいということで、2番で説明会を開催させていただいた。説明会の目的は(1)生産緑地の所有者の方々にまず特定生産緑地制度の内容や今後のスケジュール感の概要を知っていただきたいということで、それを踏まえてぜひとも検討をお願いしたいと開催した。説明会は表にあるとおり3回の説明会と追加の欠席者向けの説明会で合計4回開催して、延べ出席者数が117名、生産緑地の所有者が116名いるが、そのうちの実人数は105名の参加をいただいた状況がある。

次に、3番の申出基準日到来通知の送付をごらんいただきたい。30年を経過する日が申出基準日で、その申出基準日、自分の生産緑地が30年たった後、いつになるのかという情報等についてお知らせをする申出基準日到来通知を送付させていただいた。具体的内容は(2)生産緑地地区番号や所在、地積、土地所有者、生産緑地指定日、申出基準日がいつになるかという内容について、所有者の方々に通知を送付させていただいた。

4番の今後の予定で、一番早い平成4年に生産緑地に指定した場合、30年経過したとなると2022年に30年を迎えるので、それに向けて細かな説明は割愛するが、表にあるとおり指定の手続を2回ほど長期的な中で設け、その間に指定のための説明会も今年の夏ごろ、開催させていただくなどしながら、指定の手続を進めていきたいと思っている。説明会等は農業委員会の事務局である経済観光課、場合によっては質問等の多い固定資産税、税関係の課税課等と連携をしながら、今後とも進めていきたいと考えている。

以上である。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

向井委員 特定生産緑地になった場合にはまた新たな市民への周知はあるか。今、生産緑地は棒が立っているが、そこに何か書き加えるのか、何か違いが出てくるのか。

榎本都市計画課長 今の生産緑地だとシルバーの棒が立っているが、今後特定生産緑地が指定された場合の表示の仕方や細かいことはまだ決まっていない状況なので、表示の仕方を現場でどうするのか、この間質問があったとおり、農地がどういう役割を果たしているか、何をどこまでどういう形で表示するのがいいのかは、今後の特定生産緑地制度の内容の詳細が見えてきた中で、検討して決めていきたいと思っているので、今の段階でこういうものを立てると決まったことはないので、考え方としてはそのように考えている。

板橋委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会13番、第2期多摩ニュータウン諏訪・永山地区整備計画〔住宅

市街地総合整備事業] について、市側からの説明を求める。

森田都市整備部長 第2期多摩ニュータウンの諏訪・永山地区整備計画〔住宅市街地総合整備事業〕についてのご報告となる。この住宅市街地総合整備事業は、第1期は諏訪2丁目住宅建て替え、ブリリア多摩ニュータウンの建て替えを拠点的开发地域として、平成23年から平成27年までの期間で実施した。

今回都営住宅の建て替えで、都営住宅建て替え区域を新たに拠点的开发区域と位置づけて、第2期住宅市街地総合整備事業を進めていきたいと考えている。住宅市街地総合整備事業も公共施設のバリアフリー化などを含めた再整備で行っていくものである。ご報告させていただくのでよろしく願います。

榎本都市計画課長 資料は第2期多摩ニュータウン諏訪・永山地区整備計画〔住宅市街地総合整備事業〕の概要で、期間は平成31年、2019年度から5年間になっている。目的は今都市整備部長が申し上げたとおりである。全体事業費、概算の目安は14億1,700万円を予定している。整備箇所は自転車歩行者専用道路、遊歩道、公園、橋梁等の整備を進める。これまでの経過は2番に書いてあるとおりである。

3番にあるが、パブリックコメントを実施した。2件ほどパブリックコメントが寄せられたが、その内容は残念ながら今回直接関係するものではなかった。

具体的に地図や図面は整備地区計画図で示している。細かくて恐縮だが、自転車歩行者専用道路の5つの路線、公園だと5つの公園、橋梁は同じく5つの橋で、こちらの地図のある場所について整備を進めていきたい。

説明は以上である。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

皆さんにお諮りするが、都市計画課はあと1案件だが、その後はまた環境部と進んでいくが、全部で22案件あるが、ここでしばらく休憩をとるか、最後までか。

都市計画課をやって休憩に入る。

引き続き14番、南多摩尾根幹線の進捗状況について、市側からの説明を求める。

森田都市整備部長 南多摩尾根幹線の進捗状況についてご報告させていただく。南多摩尾根幹線はもう既にご承知のとおり都市計画決定の変更の進捗を進めてきた。これまで環境影響評価に関する進捗を行ってきたが、今回都市計画決定変更がされた。それについてのご報告である。よろしく願います。

榎本都市計画課長 資料は南多摩尾根幹線の進捗状況についてをごらんいただきたい。1番の概要図である。多摩市内は約7.7キロメートルで、3つの枠組み、区域に分かれて概要図は左から、今は事業中区間で唐木田3丁目から2丁目の900メートルの区間で、真ん中は今回の都市計画の変更、ここで変更が決定された区間、南野3丁目から聖ヶ丘5丁目の区間、約5.5キロメートル、一番右側はこれから都市計画の変更が予定されている区間で、聖ヶ丘5丁目、多摩東公園から稲城市の3つの区間があるかと思う。順次進捗状況を報告する。

まず2番目、事業中区間、唐木田3丁目から2丁目の進捗状況は道路改修、車線の4車線化の工事は今年の春、5月ごろまでには完成する。次年度は歩道や電線の共同溝の整備工事を進めていくことで、標準の断面図はこのような形で進めていく。現場の写真状況、3月5日現在の撮影状況は現場はこのような状況になっている。

続いて都市計画の変更済み区間で、都市計画の変更が終了になった南野3丁目から聖ヶ丘5丁目の進捗状況である。資料は左側に都市計画の流れ、右側に環境影響評価の流れがある。左側の流れに沿ってポイントを説明すると、一番下の(1)から順番に説明する。まず都市計画変更案の公告・縦覧が平成30年12月4日から18日まで実施した。それに基づいて(3)意見書で市民の方から4通ほど意見が出された。あわせて市からも意見書の提出があったので、1月9日に市からも意見書の提出をさせていただいた。

市では意見書の提出をするに当たり、多摩市街づくり審査会の意見、多摩市都市計画審議会の意見をお聞きして、市からの意見書という形で提出させていただいた。意見書の内容は説明は省略するが、別添資料1のとおり

り意見書を東京都知事に出させていただいた。

(4) 都市計画の決定・告示で、今年の3月6日に都市計画の変更の決定の告示がされている。現在3月6日からその内容の縦覧で、どなたでもごらんいただける状況になっている。

(5) の環境影響評価の流れは、環境政策課長の佐藤から後ほどご説明させていただきます。

4番の都市計画変更予定区間で、聖ヶ丘5丁目から稲城市百村の進捗状況は、東京都では一部構造形式を掘割構造から平面構造へと変更することを検討中である。また、多摩市と稲城市の市境のトンネル構造について、トンネル構造とし、保全地域に配慮したルートの検討をしている。

環境影響評価等については佐藤環境政策課長からご説明させていただきます。

佐藤環境政策課長 (5) 環境影響評価書の公示・縦覧について説明させていただきます。今回の公示・縦覧の内容は、既に委員の皆様には平成31年2月19日付でサイドブックで情報提供させていただいたものと同じものとなる。内容はこれまで2案で検討されてきた鶴牧区間、諏訪・永山区間の車道がともに南側に集約するE案で進められることに決まって、東京都環境影響審査会からの意見なども踏まえた上で、特例環境配慮書から環境影響評価書として整えられたもので、平成31年3月6日から本日3月20日までの間、環境政策課の窓口をはじめとして、行政資料室、公民館、図書館、多摩センター出張所にて縦覧を行っている。

なお、最終的な環境配慮に関する評価については、評価の対象となった大気、騒音、振動ともに工事中も含めて環境基準及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の基準を満足するものとして評価されている。また、主な修正点としては、市民からも寄せられていた鶴牧区間の擁壁について、垂直ではなく圧迫感の少ないのり面の整備を求める意見が寄せられていた。これに対して周辺環境に配慮することの意見が知事の審査意見書でも述べられていて、これらを考慮して擁壁を垂直から傾斜に改めて、その部分を緑化する計画へと変更されている。

これをもって多摩市聖ヶ丘5丁目から南野3丁目間の南多摩尾根幹線の東京都環境影響評価条例に基づく手続は全て終了することになる。

説明は以上である。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
この際暫時休憩する。

午後 3時06分 休憩

午後 3時24分 再開

板橋委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

協議会15番、放射線対策における平成30年度の取組み状況と平成31年度の取組み予定について、市側からの説明を求める。

吉井環境部長 以降5件、環境部の案件となる。よろしく願います。

初めは放射線対策について、本年度の取組み状況と次年度の取組み予定について、環境政策課長から説明をさせていただきたいと思う。

佐藤環境政策課長 放射線対策における平成30年度の取組み状況と平成31年度の取組み予定について説明する。資料をごらんいただきたい。

初めに1番目の市内2地点における空間放射線量の定点測定についてである。まず平成30年度の結果だが、毎月1回東永山複合施設と図書館本館、そして今後図書館本館が使用できなくなったことを想定し、その代替地として宝野公園を加えた3カ所で測定を行ってきた。結果はいずれも環境省が除染の対象として示す地表から1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以下で安定して推移していた。平成31年度は測定地点のうち東永山複合施設も今後使用できなくなることが想定されるため、その代替地を永山南公園として、今年度については今後の調査結果の継続性を担保するため、4地点で毎月測定を行っていく。

続いて2番目、市民からの情報提供に基づく空間放射線量の測定、マイクロスポットの測定についてである。平成30年度の結果は市民からの情報提供はなかったため、測定の実績はない。平成31年度も引き続き市民から情報提供があれば、その都度対応してまいりたいと考えている。

次に3番目、市民の皆さんからの依頼による食品の放射性物質検査につ

いてである。平成30年度も消費者庁から貸与された検査機器を活用して、毎月3回火曜日に実施した。2月末までに45検体を検査したが、結果は全て食品衛生法の基準値以下であった。平成31年度も同様に検査を継続してまいりたい。こちらの検査は市民団体に委託して実施している。

4番目、学校給食用食材の放射性物質検査である。給食提供前検査となる。平成30年度の結果は、学期ごとに3から4品目ずつ検査を行ったが、先ほどの食品検査同様に結果は全て食品衛生法の基準値以下であった。平成31年度も同様に検査を継続してまいりたい。なお、こちらの検査は食材の選定から検査までを直接学校給食センターの職員が行っている。また、今回別紙に3学期分の検査結果を添付している。3学期は白米が2つの産地分、ハウレンソウとカブについて給食提供前検査を行って、いずれも基準値以下となっている。

5番目、東京電力福島第一・第二原子力発電所の事故による損害賠償の請求についてである。平成30年度は前回の生活環境常任委員会でも報告させていただいたとおり、エコプラザ多摩の土壤改良材は政府等の指示により、市民へ提供前には検査が必要となる。そのためこの検査費用が損害賠償の対象となり、委託検査費の全額の支払いがされている。平成31年度も土壤改良材は引き続き政府等の指示により損害賠償の対象となることが予想されるため、対象となった場合は引き続き検査委託費の請求を行っていく。

6番目、平成31年度の測定結果の公表についてである。平成30年度と同様に公式ホームページは検査日ごとに、たま広報については四半期ごとにまとめて公表を行っていく。ただし、異常値が検出された場合はこれによらず、たま広報でも速やかに公表してまいりたい。

説明は以上である。

板橋委員長 市側の説明が終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会16番、多摩市オフィス町内会について、市側の説明を求める。

吉井環境部長 多摩市オフィス町内会については、以前から報告を差し上げたが、ここ

で廃止という形をとらせていただくことになった。内容について資源循環推進担当課長から説明をさせていただきたいと思う。

岩田資源循環推進担当課長 本件は多摩市オフィス町内会についての報告である。資料は協議会16のごみ対策課に含めさせていただいた。

まず多摩市オフィス町内会について、平成29年度に施策評価で取り上げていただいて、以後調整をしていただいたその結果とそれまでの経緯でご報告する。

まず1番の経緯だが、オフィス町内会は平成6年4月に設立され、当時は逆有償、お金を払って持って行ってもらう形になっていた。リサイクル市場が混乱していたので、その課題解決で古紙を排出する事業者、多摩市、古紙回収業者が協力して設立した。

その後、平成12年ごろから古紙が逆に有償で取引されるようになって、平成17年からはオフィス町内会の回収量、会員数がだんだん減少するようになった。その状況を受けてオフィス町内会では、オフィス古紙リサイクルの循環を保つ必要があると考え、仕組みの見直しを課題と認識するに至った。

平成29年度の議会で施策評価として取り上げていただいて、結果として将来性について検討するようというご指示をいただいた。廃棄物減量等推進審議会でも見直し手法等について審議するとともに、行財政刷新計画の補助金の関係で個別取り組み項目として位置づけられた。

このように見直しに向けて取り組んできていて、一般廃棄物処理基本計画改訂版においても、社会情勢の変化に柔軟に対応できるように、事業者にとって利用しやすい制度への見直しを検討する旨を定めている。こちらが全体の経過で、実際に見直しに向けた働きかけだが、その方向性としては古紙が有償、逆有償のどちらのときも機能できる仕組みにする、変えていく、中小の企業も取り入れるなど、会員企業の確保策を検討することという形で方向性として調整してきた。

市としては、多摩市オフィス町内会に対して継続して課題解決に向けた働きかけ、改善手法の提案を行ってきた。これは平成29年度の施策評価を受けてからだが、平成30年4月、設立当初の要請と現状への対応を同

時に実現することが難しく、仕組みの見直しは不可能であるところで、オフィス町内会の業務を終了するということで、多摩市商工会議所事務局から申し出があった。

市としてはそういう申し出があったが、引き続き何とか仕組みの見直しはできないか調整を続けてきたが、平成30年12月4日にオフィス町内会終了説明会が会員企業を集めて開催された。そこでは、回収については平成31年3月31日までとし、平成31年4月以降に開催される総会をもって多摩市オフィス町内会の業務を終了するところが通知された。

補助金の廃止については、本来オフィス町内会を発展していくところを目指していたが、オフィス町内会の存続が調整によっても見込まれないことになったので、多摩市オフィス町内会補助金は廃止することで、1月16日の行財政改革推進本部で決定した。

2枚目で、今後の方向性についてはオフィス町内会終了後の古紙の回収ルートは、事務局から各会員企業に対して、基本的にはオフィス町内会で回収業者がいるが、そちらと個別契約をしていただけないかという依頼がなされている。また教育委員会を含む多摩市役所から出る古紙については、多摩市オフィス町内会で回収している市内回収業者が参加する団体との契約を検討している。

今後は、基本的には各事業者の責任で行っていただくことになるが、事業系廃棄物の資源化を引き続き推進していくため、市としても支援していく所存である。

経過については以上である。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

向井委員 先ほどのご説明だと1ページ目の真ん中辺にオフィス古紙リサイクルの循環を保つことが必要と考え、仕組みの見直しが課題という認識に至ったと書いてある。その下にそれに向けて廃棄物減量等推進審議会や行財政刷新計画の個別取り組み項目とか一般廃棄物処理基本計画改訂版と書いてある。そのように位置つけたけれども、進まなかったということなのか。

岩田資源循環推進担当課長 あくまで仕組みの見直しを求めていくところで、その中ではオフィス町内会の規約があるが、規約は古いままだったので、そちらの改

正も踏み込んでお話ししていたが、事務局からはこちらの見直しはなかなか難しいというところで、だんだん回収量も下がって、会員数も最後には20団体になって、多摩市役所から出る古紙がほぼ6割ぐらいを占める形になったので、向こうから終了したいという申し出があったところである。

板橋委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて17番、災害廃棄物処理基本計画について、市側からの説明を求めめる。

吉井環境部長 災害時の対応については、多摩市地域防災計画に定めてあるが、災害時の廃棄物処理について、基本的な処理方法を定める計画をここで取りまとめたので、それについて説明をごみ対策課長からさせていただきたい。

市ノ瀬ごみ対策課長 多摩市災害廃棄物処理基本計画についてご説明させていただく。資料は2点あり、災害計画の概要版と本編で資料1と資料2になっている。説明は概要版を使って行う。よろしく願います。

一番初めに今回の計画のご説明からさせていただく。災害時の廃棄物処理について、適切な処理体制を確保し、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理を進めるために廃棄物の処理計画を作成したのでご報告する。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境省が策定した災害廃棄物対策指針において、地方公共団体は災害廃棄物の処理計画を策定しなくてはならないとされている。東京都においても東京都災害廃棄物処理計画を平成29年度に策定し、市町村への補助金の創設、災害廃棄物処理計画策定の支援事業を展開している。多摩市では、東京都の補助金を活用し、平成30年度に計画を策定するため業務委託を行い、今年度計画の策定を行った。

内容について資料1、概要を使って説明する。1番、計画策定の目的についてである。先ほども概要として説明したが、災害廃棄物に関して具体的かつ実効性のある計画を策定し、生活基盤の早期回復に万全を期し、災害廃棄物の適切な処理を目指すものという形で目的としている。

2番目、組織及び協力支援体制である。災害が発生した場合、多摩市地

域防災計画に定められているとおり、組織体制としては災害対策本部のもとに災害廃棄物対策本部を設置する。

2として協力支援体制として国や都、他の自治体、民間事業者への支援体制の構築を進めていく。

3番目として情報収集である。廃棄物の発生量を報告し、支援団体の支援要請等を適切に行うため、収集体制の確立を目指している。

右側のページの3で災害廃棄物処理の実際の内容になる。処理を行う基本方針は7つある。1番目に衛生的な処理を行うこと、2番目に迅速な処理を行うこと、3番目に計画的な処理を行うこと、4番目に環境に配慮した処理を行うこと、5番目にリサイクルの推進、6番目に安全な作業の確保、7番目に経済性に配慮した処理を行う。以上を基本方針として災害廃棄物の処理を進めていくという計画になっている。

2番目、処理のスケジュールである。復旧、復興に向けて3年以内に処理業務が完了することを目標として計画を策定する。処理が大量の廃棄物等で困難な場合に関しては、都、国との連携調整の上、広域処理の調整を行っていくところである。

裏面のページである。(3)分別・処理のフローである。災害廃棄物処理基本方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、処理フローを作成する。震災の発生時、応急対応期、復旧・復興期等、災害廃棄物の処理の進捗状況にあわせて分別・処理フローの設定、見直しを随時進めていく形になる。

(4)仮置き場である。仮置き場の検討を進めていく。膨大な量の災害廃棄物を迅速に処理するために、早期に仮置き場の設定が必要になる。今回の想定で震災で発生したごみが、仮置き場の必要面積が約11万平米必要になるという試算が出た。地域防災計画では27万9,000平米の仮置き場の面積が確保されている形になっている。参考として仮置き場のレイアウトや仮置き場に必要作業機械等を書いている。

(5)環境対策・モニタリングの実施である。地域住民の生活環境への影響や災害廃棄物の処理現場における労働災害を防止し、大気等環境影響を低減するための措置を講じる。

また、有害廃棄物処理について飛散防止や流出防止を図るとともに、有害廃棄物の情報を共有し、安全衛生の対策を徹底していく。地域防災計画ではアスベストの対策、今は太陽光のパネルの被災状況で問題が出ているところがあるので、こちらを追記させていただいた。

(6) 被災家屋の解体・撤去である。発災時は基本的に家屋の解体は国の補助対象外となっていることから、災害廃棄物処理のうち、住宅の解体・撤去は自己負担が原則になる。激甚災害、生活環境保全上支障が生じないように、国から補助が出る場合がある。国の補助対象となった場合は、多摩市において解体等の対応をとっていくと記載している。

(7) 再資源化である。災害廃棄物は処理方法によっては再生利用可能なものが大量に含まれており、積極的な再生資源としての有効活用をしている。

(8) 思い出の品・遺失物の対応である。地域防災計画には細かく載っていないが、震災等があつて思い出の品、アルバム等に一定の回収対象品目等を定めて積極的に進めていくところである。

4で住民等の啓発・広報である。住民へ正確かつ迅速に災害廃棄物の分別や仮置き場等についての情報を適切に周知していく項目である。

5は災害廃棄物処理計画の継続見直し、対策訓練・災害廃棄物の処理の実行計画の策定である。当然この計画は見直しをしながらよりよいものに変えていく形になっていく。そのために当然この計画に基づく訓練を適時行っていきたい。

さらに、項目がある程度書いてあるが、そちらの項目の細かな内容に関しては、まだ決まっていない部分、こういう形で対応していったほうがいいという形の計画になっているので、実行計画という形でそれぞれの項目に対して具体的な計画をさらに詰めていく予定にしている。

災害廃棄物の処理計画に関する説明は以上となる。

板橋委員長

市側の説明は終わった。質疑はないか。

向井委員

最後の実行計画の策定のスケジュールを伺うと、地域防災計画だとアスベストなどの仮置き場が複数の公園の名前が挙がっていて、そのうちの使えるどこかという形で、そのときは地域ともめるのだろうなとずっと心配

しながら見ていた。そういったことがもしかしたらもう少し具体的に公園を指定する形になるのか、伺いたいと思う。

市ノ瀬ごみ対策課長　ごみだけではなくて例えば仮置き場であると仮置き場を管理している公園緑地課や防災安全課と調整しながら実行計画を1項目1項目細かくつくっていく予定である。来年度から順次進めていきたいと思っていて、今、防災安全課と話しているのは、仮置き場を優先的に進めていったほうがいいのではないかというお話をいただいている。

お話しいただいたアスベスト対策は、今、国から平成29年9月に最新の災害時のアスベストにかかわる取り扱いマニュアルが出されている。それをもとに計画を再度詰めていく形になる。先ほどお話があったとおり、地域防災計画では仮設の仮置き場は27万9,000平米で12カ所指定されているが、どこに何を置くかに関してはまだ決まっていない。一番初めに第一次仮置き場としてどこが有効なのか、二次仮置き場としてどこが必要なのかという面積も相談しながら実行計画で決めていきたいと考えている。

板橋委員長　ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

吉井環境部長　次の案件は一括で説明させていただいて大丈夫か。

板橋委員長　それでは、協議会案件18、19と続ける。総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化の検討状況についてと19番、総合体育館及び体育施設・多摩東公園の指定管理者制度導入について、市側から説明を受ける。

柚木公園緑地課長　協議案件18と19をあわせてご説明させていただく。

まず協議案件18は総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化の検討状況について、現在の進捗状況をご報告と説明をさせていただければと思う。こちらは生活環境常任委員会なので、多摩東公園の部分を中心にご報告させていただければと思うので、よろしく願います。

有料化は昨年12月の生活環境常任委員会にてご説明しているので、本日はそれ以降の動きを中心にご説明させていただければと思うので、よろしく願います。

資料はサイドブックスでは協議会18の資料をごらんいただければと思う。まず1番目は公共施設利用者駐車場の有料化に関する市としての考え方を記載している。前回の説明と重複するので割愛するが、後段部分の記載のとおり、公共施設における駐車場有料化導入に当たっては、さまざまな状況にある駐車場を画一的に有料化するのではなく、施設の新設や改修、運営手法の見直し等のタイミングにあわせて、各施設の種別や立地、駐車場の態様、管理上の課題、他市の同種施設の状況などについて十分な検討を行うものとしている。このため、多摩東公園も現在改修工事を進めているが、改修後の2020年4月より駐車場の有料化を実施させていただく。

2番目は総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に関する市民、関係団体への説明状況である。(1)から(6)まで記載があるが、(1)から(5)までは前報告したので割愛して、その後の動きで(6)についてご説明する。

(6)平成30年度市民説明会である。市民説明会は全3回実施した。1月23日、1月24日は総合体育館で実施し、2月3日は多摩東公園内にある武道館の会議室で開催した。参加された市民の方からのご意見は、総合体育館の駐車場有料化に対する反対の意見を持った参加者がほとんどで、非常に厳しい意見が多かった状況だった。その一方で、この案であれば有料化もやむを得ないといったご意見や、多摩東公園は施設の開館時間にあわせての駐車場運営ではなく、むしろ24時間運営で有料化をお願いしたいといった意見もあった。

3番目の検討結果をごらんいただきたい。体育施設の利用者からは駐車場の有料化に反対する意見がある一方、アンケート結果では有料化が必要、やむを得ない、無料時間を設けての実施ならよいをあわせた肯定的意見は7割を超えている状況もある。

また、スポーツ推進審議会や多摩市体育協会から有料化についての理解を得ている状況があることや、体育施設の維持管理に当たっては施設の使用料の収入や施設利用者以外の市民の皆さんからいただいた税金によって賄われていること、多摩東公園は市民の皆様の税金によって全額維持管理経費が賄われていることもあって、アンケート結果や審議会のご意見を踏

まえて、広く市民の意見を取り入れるとともに、利用者負担の状況を改善していくために駐車場の有料化を行うこととさせていただいている。

続いて4番目の指定管理者制度を活用した管理運営をごらんいただければと思う。多摩東公園も総合体育館といった体育施設とあわせて、2020年4月より包括的な指定管理者制度を導入する予定である。このため駐車場も指定管理業務の範囲に含めて有料駐車場の設置運営についてもお願いする予定で考えている。

その下の5番目の料金体系案を見てほしい。今の案の段階だが、最初の30分までは無料、30分を超えて2時間までは100円という記載にある形の料金設定を考えている。

6番目の駐車場運営時間を見てほしい。多摩東公園は先ほどもご説明したが、多摩東公園内にある2カ所の駐車場は駐車場に隣接する住宅も少ないところもあって、24時間運営を行う予定で考えている。

7番目のスケジュールである。この3月議会できょうの生活環境常任委員会と22日金曜日に開催される子ども教育常任委員会にご報告させていただいた後、6月に公園条例等の関係例規の改正をさせていただきたいと考えている。条例改正をお認めいただいた後、随時市民への周知、広報等を行い、2020年4月から有料化実施をさせていただきたい。

以上が協議会案件18のご説明とさせていただきます。

続いて協議会案件19をご説明する。サイドブックS資料は協議会19である。

冒頭に書かれているが、繰り返しになるが、多摩東公園の改修工事をしている。リニューアルオープンが2020年4月からで、このタイミングを契機に総合体育館をはじめとした市内の体育施設と多摩東公園内にある武道館や陸上競技場、テニスコートと一緒に公園の管理部分も指定管理者制度の導入を考えている。

指定管理者制度の導入の目的を見てほしい。目的は既に指定管理者制度を導入している総合体育館などでは、施設の利用者数の増といった指定管理者制度の導入の効果があらわれているので、この効果を波及させる、スポーツ施設と多摩東公園の一体的な運営を行っていただくことで、多摩東

公園自体をにぎわいのある公園としていくことを目的として、指定管理者制度の導入を今回考えている。

2番目の指定期間は5年間を予定している。

3番目、導入に伴う条例改正部分は、6月議会で(2)が公園部分だが、多摩市公園条例の改正で、主な改正点は指定管理者による管理運営の部分や多摩東公園駐車場の有料化にかかわる事項の条例改正を上程させていただきたいと考えている。

4番目の指定管理者の導入スケジュールの予定は、6月に関係条例の改正をした後、7月は指定管理者の公募をかけたいと思っている。9月に指定管理者候補者の決定、10月は指定管理者候補者との仮協定を結んだ後、12月議会で指定管理者の議決を上程させていただければと思う。

そういったスケジュールで2020年4月に指定管理者による管理運営の開始と考えている。

以上、駆け足で申しわけなかったが、協議会案件18と19のご説明とさせていただきます。よろしく願います。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

向井委員 18のほうで伺う。公園の駐車場の収入は試算は出ているのか。

柚木公園緑地課長 これから駐車場事業者なり指定管理者を選んでいくことで、明確な部分はまだ出ていないところがあるが、ある程度駐車場のイニシャルコストやランニングコストを差し引いた形で収入部分を決めていく形になるかと思う。

向井委員 指定管理者に出すとその指定管理者の収入になっていく。そこにどの程度うまみがあるとかないとかがなければ、そちらもご判断できないと思うので、ある程度の試算があるかと思って伺ったが。

柚木公園緑地課長 今回導入を検討するに当たって、駐車場事業者等にもご相談、見積もりをとったところもある。その数字では駐車場事業者が仮に公園部分の貸付料、借りるお金を仮にはじいたとすると、5年間総額で1,200万円程度の賃料という形での見積もりをいただいているが、これはあくまでも見積もりの段階なので、状況によってまた変わってくるところはある。

板橋委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件20番、消費税法の改正に伴う多摩市下水道条例の一部改正について(事前説明)、市側からの説明を求める。

中村下水道事業管理者 消費税法の改正に伴う多摩市下水道条例の一部改正について、ご説明させていただく。

平成31年10月1日に施行が予定されている消費税法改正に伴って、下水道使用料への新消費税率10%を適用するに当たって、下水道条例の特例措置に係る附則の改正が必要になることから、条例の一部を改正するものである。この条例の改正に当たっては、平成31年第2回定例会に条例改正を上程する予定であるので、その事前の説明ということによりお願いしたいと思う。詳細は下水道課長より説明させていただく。

檜島下水道課長 消費税法改正に伴う多摩市下水道条例の一部改正について、事前説明ということで説明させていただく。概要はただいま下水道事業管理者から説明があったので、新税率の適用時期についてから説明させていただく。

下水道の使用料だが、現在2カ月ごとの検針、請求となっていて、東京都水道局が偶数月、奇数月について水道メーターを地区に分けて検針していて、水道料金と下水道料金を徴収している。新税率については東京都が下水道料金とあわせて徴収する水道料金と同様に、以下の表のとおり徴収するをいたしたいと考えている。

この表の説明だが、まず偶数月の検針の継続使用の場合である。10月検針だが、9月と10月の分を8%で徴収する。12月検針の場合は11月分を8%、12月分を新税率の10%で徴収する。次に偶数月の検針の開始等である。これが消費税法施行日以降に水道の開始をした場合、開始日から10月の検針日までを8%、以降は継続使用と同様で11月分を8%、12月分を10%としている。

奇数月検針の場合である。継続使用だと11月の検針で10月と11月分を8%、1月の検針で12月から1月を新税率の10%としている。奇数月の検針の開始等の場合である。施行日以降の水道の開始で10月の途中から11月の検針日までの間を8%、1月の検針の際は継続使用と同様

に12月から1月分を10%の徴収としている。

簡単に申し上げると新税率に変更することによって混乱を回避するため、平成26年4月1日施行の際の消費税改正、5%から8%のときと同様な措置としている。この水道料金、下水道使用料とも改正月の翌々月となる12月分として算出する料金から適用するとしている。

今後の予定だが、この多摩市下水道条例の改正の施行については、平成31年10月1日を予定していて、提出予定議会は次回の6月議会を予定している。

説明は以上である。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて21番、「多摩市下水道施設長寿命化(ストックマネジメント)計画」策定について、市側からの説明を求める。

中村下水道事業管理者 本案件は、多摩市下水道長寿命化計画(ストックマネジメント)計画の策定に係る取り組み状況及び計画が決定したので、それについて報告するものである。本案件は1月10日の生活環境常任委員会勉強会において、その後予定していたパブリックコメントに当たって、素案及び概要について説明させていただいた。その後、予定どおり1月21日から2月12日までパブリックコメントを実施し、2月3日には聖蹟桜ヶ丘並びに永山地域で市民説明会を行い、最終的に昨日の経営会議において計画が決定したところである。詳細はパブリックコメントの意見等も踏まえて、修正箇所等について下水道課長から説明させていただく。

檜島下水道課長 2番目の意見と意見に対する対応について、パブリックコメント等でいただいた意見の対応内容について説明させていただく。

まず、1月10日に実施された生活環境常任委員会勉強会でいただいた意見として、シナリオ5、シナリオ6の違いが明確ではない。結論に大きな差がないのであれば、シナリオ6を選択してもよいのではないかとのご質問をいただいた。その対応内容は右側だが、シナリオ6の解説として、本編45ページで追記している。資料がサイドブックに掲載されている。

45ページの上の黒ポツの3つ目で、素案の段階では各健全度はほぼ横ばいで推移すると表記していたが、今回修正して各健全度がほぼ横ばいで推移することになり、健全度4、5の割合は減少しないと表記させていただいている。

続いて裏面であるが、パブリックコメントの意見についてである。パブリックコメントの意見数は1件だった。この1件の意見で2つの質問が出ている。1つ目が人孔蓋の点検は管渠と同程度かそれ以上の頻度で実施することと改築検討することを推奨するという意見だった。これの回答は本計画では、人孔蓋の点検頻度は管渠施設の一部として位置づけていることから、管渠と同等の頻度で実施することとしているという回答をしている。

2つ目の意見は、必要な機能が備わっていない古いタイプの人孔蓋については、劣化状況の判断がなくても改築することができると国土交通省のホームページに公表されている。こうしたことから市民の安全のために改築することを推奨するという意見があった。これに対する回答は、人孔蓋の改築時の機能拡張については、本計画では想定していないが、対象人孔が設置されている周辺状況や劣化状況の判断によって、必要に応じて対応すると回答している。

このパブリックコメントのご意見は、本計画の今後の維持管理手法に準じた考え方として捉えて、参考意見として今後の維持管理に反映させていただきたいと考えている。

この(3)の市民向け下水道事業説明会である。意見・質問は9件あった。詳細は省略させていただくが、上3つは管渠の状況や補修方法についての質問である。4つ目、6つ目は雨水処理に関する事、そのほかに管理者を設置した理由や包括的民間委託をする内容の業務は何か、コンセッションに関する質問等があった。長寿命化計画に関する質問は、下から2番目の包括的民間委託は長寿命化計画を実施するために検討しているのかというご質問をいただいて、これは会場にて包括的民間委託は主として人、計画は主としてモノの課題への取り組みと考えていて、関連性のある個別事業としているということで、当日回答している。

続いて3番の今後の取り組みだが、平成31年4月に東京都都市整備局、

国土交通省へ計画及び関連様式を提出する。ここに記載はないが、経営会議決定後に市のホームページに概要版、計画、パブリックコメントの回答を掲載させていただいている。平成31年5月以降に計画冊子の作成、配布を行いたいという予定である。

長寿命化計画の説明は以上である。よろしく願います。

板橋委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて22番、下水道事業における包括的民間委託の導入検討状況について、市側からの説明を求める。

中村下水道事業管理者 平成30年第4回定例会において、この協議会に報告した検討状況について、またその後、取り組み状況及び今後の事業スケジュールについて改めて変更点等あるので、報告させていただければと思う。詳細は下水道課長からご説明させていただく。

檜島下水道課長 下水道事業における包括的民間委託の導入検討状況についてである。

取り組み状況は説明会をこれまで3回実施してきた。1回目が11月28日で参加企業が59社、2回目が1月18日で41社、3回目が2月26日の35社の企業に参加していただいた。その中で第1回目と2回目にアンケート調査を行っていて、それぞれ1回目が39社、2回目が26社の企業からアンケートの回答をいただいている。

これまでの主な検討内容だが、第1期の包括的民間委託の業務範囲は点検・調査・清掃、住民対応、事故対応、災害対応といった主に維持管理に関する業務としている。そのほかに発注予定概算数量、参加資格要件も検討してきて、説明会に参加していただいた企業から意見をいただいて、今後の参考に生かしていく計画である。

この第3回目に実施した説明会での資料を添付しているので、そちらを説明させていただく。サイドボックスに多摩市公共下水道事業の包括的民間委託導入に関する検討事項等の説明会ということで掲載している。

1ページ目は企業側からいただいた質問に対する回答である。いただいた多くの質問の中では日当たり作業量や修繕の判断基準、住民対応の具体

例、事故の対応具体例、災害対応の具体例といった業務に関する内容が非常に多かった。データは現在下水道課の支援システムデータの内容の使用に関する質問もあった。

4 ページで引き続き質問だが、そのほかに緊急時における対応、事務所の経費や市の施設の利用は可能か、多摩市が包括的民間委託を導入するメリット、デメリットを質問の中でいただいた。

5 ページ目に移る。表にA市、B市と記載がある。実際に実在するA市、B市だが、包括的民間委託を導入している自治体で、A市はサウンディング調査等を踏まえて、第1期の事業は維持管理業務を中心にパッケージングした業務を発注している。B市は長寿命化計画の策定や改築更新計画、改築更新業務を含めた下水道業務全般の業務を発注している自治体がある。

6 ページだが、A市の事業スキームである。5社のJVで実施している。

7 ページはB市の事業スキームだが、6社でJVを組んで包括委託をやっている。

8 ページ目は、多摩市の包括的民間委託の業務パッケージ案で提示させていただいた。今、想定している業務内容は、左側にA市、B市、多摩市と順番に入れている。計画的業務はほとんどA市、B市と同じである。業務内容の詳細は省略するが、日常業務である。

11 ページで、住民対応等業務である。A市、B市同様に多摩市も住民対応や事故対応を同様に受け付けることで、想定している。

12 ページ目の災害対応業務もA市、B市同様に多摩市でも委託に入れていく予定である。

13 ページ目の改築・その他である。A市は改築計画の策定を入れていて、改築業務は入れていない。一方で、B市は計画策定と改築業務を入れているが、多摩市は第1期目はこれらの改築計画策定と改築業務は除いていく予定である。

14 ページ目は、第1期目の3年間の包括的民間委託の予定数量である。3年間の数量であって、14 ページ目は汚水である。15 ページ目は雨水という状況である。16 ページ目はその他の施設としてポンプ施設、倉庫等になっている。数量は詳細は省略させていただく。

17ページで資格要件で提示させていただいている。1つに下水道法第22条の有資格者、2つ目に酸素欠乏・硫化水素の危険作業主任者、その他必要な有資格者を配置することとされている。このような内容をサウンディング調査で説明させていただいた。

この資料以降は用語の定義等になっている。

次第に戻っていただくが、今後のスケジュールである。本年3月、サウンディング調査はもう実施は終わったので、引き続き業務の範囲を検討している。平成31年度の4月から導入検討業務2回目を発注させていただく。6月に改めて生活環境常任委員会協議会にご報告をさせていただいて、5月から9月にかけて発注方法、仕様方法、プロポーザル実施方法等を検討してまいりたいと考えていて、9月議会では補正予算の上程をさせていただきたいと考えている。

この補正予算をお認めいただいたら、10月にプロポーザル方式による契約の準備を進めて、3月には受託者の決定・契約、平成32年4月から委託を開始したいと考えている。

説明は長くなったが、以上である。よろしく願います。

板橋委員長

市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

板橋委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

これで協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 4時23分 再開

板橋委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 4時23分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長 板 橋 茂